

関西広域連合（仮称）概要（案）

関西広域機構 分権改革推進本部

目 次

I	設立の趣旨等	1
II	実施事務	5
1	基本的考え方	5
2	第1フェーズの事務	5
3	第2フェーズの事務	6
4	第3フェーズの事務	7
5	事務の概要（第1フェーズ）	8
	広域防災	8
	広域観光・文化振興	18
	広域産業振興	28
	広域医療連携	35
	広域環境保全	40
	資格試験・免許等	48
	広域職員研修	52
III	組織	54
IV	財政	62
V	規約（素案）	64
VI	既存の広域連携組織との関係	70
VII	目標とするスケジュール	71

I 設立の趣旨等

関西は、古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、関西の強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

こうした流れを断ち切るために、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。

以上のような観点から、自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、ここに関西広域連合（仮称、以下同じ。）を設立する。

1. 設立のねらい

(1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、未だ課題が山積し、実現への道のりが遠い広域行政主体としての道州制や、国の検討による「上からの改革」をただ待つのではなく、国との内政に関する事務のうち、圏域の振興を関西自らが担っていくために必要なものを処理することを目的として、現行の府県制のもとで実現可能な広域連合を設立することにより、地域・住民の立場に立った「下からの改革」を提案して地方分権改革の突破口を開く。

（効果）

- ・ 国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿を備えることにより、地方への権限移譲が推進される。
- ・ 地方公共団体である広域連合が国から移譲を受けて実施する事務を住民監視のもとで自己決定、自己責任により実施することができる。

(2) 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理など、関西全体の広域行政を担う責任主体を創出する。

（効果）

- ・ 東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備、広域的な救急医療連携の充実などを通じて住民の安全・安心が高まる。
- ・ 関西の観光資源の連携による観光客誘致、関西全体をにらんだ戦略的な産業振興施策の実施などを通じて地域が活性化する。
- ・ 交通・物流基盤の一体的な管理運営などにより、運営の効率化が図られ、国際競争力や利用者の利便性が向上する。

(3) 国と地方の二重行政を解消する（国の方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、府県・政令市それぞれの個性や資源を効果的に活用するとともに、広域連合制度の最大のメリットとして、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受け入れることで国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

（効果）

- ・ 国と地方それが担ってきた中小企業育成などの事務を地方において一元的に処理することにより、当該事務に関する権限と責任の所在が明確になる。
- ・ 一元的な事務処理を通じて効率的な執行が可能になる。

2 基本方針

(1) まず一步を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。

(2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各府県・政令市に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターヘリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

(3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

広域連合の早期設立とより多くの自治体の参加を目標とする。ただし、各府県・政令市には様々な事情があるほか、府県と政令市では、所掌事務及び権限の範囲が異なることから、広域連合設立後の新規参加、事務ごとの部分参加及び参加事務の段階的拡充のほか、広域連合の構成団体に準ずる団体の参画も可能となる柔軟な仕組みを構築する。

(4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

関西広域機構等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。

また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないよう留意する。

(5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の「第1フェーズ」の取組の蓄積を踏まえ、「第2フェーズ」においては、第1フェーズの事務の拡充や新たな分野として広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。

さらに、「第3フェーズ」として、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、広域交通・物流基盤整備など、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

(6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

3 広域連合の意義～広域連携との違い～

(1) 関西広域連合の法的性格

広域連合は、地方自治法上、一部事務組合と同様に地方公共団体の組合の一類型であり、特別地方公共団体として位置づけられている。

また、広域連合は、一部事務組合とは異なり、単なる事務の共同処理にとどまらず、広域にわたって処理することが適当と認められる政策・事務について、広域計画を通じた共通化や一体化を図るとともに、連絡調整等の機能を有する等、より政策的かつ機動的な広域行政機構としての性格をもつ。

(2) なぜ広域連合か

ア 関西全体の広域行政の責任主体となる

現状でも環境や防災、観光・文化など、広域連携の取組は行われているが、それぞれの府県が自らの府県内の事務について責任を負っており、関西全体の広域行政の責任主体は存在しない。

関西広域連合は、既存の広域連携の取組とは異なり、執行機関と議会を有する特別地方公共団体として、現状では存在しない関西全体の広域行政の明確な責任主体となる。

イ 関西から地方分権を国に対して迫る

広域連合は、一部事務組合とは異なり、国の事務・事業に関する権限について直接移譲を受けることができるほか、国の事務の一部を広域連合が処理するよう要請することができるなど、住民に身近な行政はできるだけ身近な行政主体が担うべきとする地方分権の考え方を国に対して迫ることができる制度である。

関西広域連合は、地方からの現実的で課題対応力の高いアプローチであり、地方

発の分権改革のモデルとなる。

ウ 住民監視のもとで効率的に事業を展開する

関西広域連合は、現在検討が進められている国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿となることが可能であり、議会の監視機能が及びにくい国の地方支分部局から権限・事務の移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで関西広域連合が一元的に事務を担うことにより、効率的な事業推進が可能となる。

4 道州制との関係 ~待ったなしの分権改革~

現状の東京一極集中構造の危うさを早急に是正するためには、地方分権改革を直ちに進め、わが国を多極分散型の構造へと転換しなければならない。このためには、上からの改革である道州制をただ待つのではなく、地方からの改革を進める必要がある。

なお、道州制については、現在、政府、政党等において様々な議論がなされているが、関西広域連合の取組が将来の道州制導入のステップになるのか、あるいは道州制に代わる分権型広域行政システムとなるのか、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで関西自らが評価し、将来の関西のあり方を検討していくこととする。

II 実施事務

1 基本的考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

2 第1フェーズの事務

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、設立から概ね3年の間に実現可能な広域連携事業に取り組む。

分野	事務の内容
広域防災	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域防災計画」の策定○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用）○ 広域合同防災訓練の実施○ 防災分野の人材育成○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施○ 広域での新型インフルエンザ対策の検討・実施○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西観光・文化振興計画」の策定○ 広域観光ルートの設定○ 海外観光プロモーションの実施○ 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の創設○ 「通訳案内士（全国）」の登録等○ 関西全域を対象とする観光統計調査○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西産業ビジョン」の策定○ 産業クラスターの連携（戦略構築）○ 公設試験研究機関の連携○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療連携	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定○ 広域的なドクターへリの配置・運航○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域環境保全計画」の策定○ 温室効果ガス削減のための共同取組○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

分野	事務の内容
資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域職員研修の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における広域的計画の総合調整 ○ 交通物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画の検討） ○ 行政委員会事務の共同化検討

3 第2フェーズの事務

第1フェーズから処理している事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や第3フェーズにおいて国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

新たに処理する事務については、第1フェーズにおいても、その基本方向や可能性の検討を行う。また、交通・物流基盤整備とも関連のある関西における広域的計画について、近畿圏広域地方計画、社会资本整備重点計画等のフォローアップ、国への意見提出などに取り組む。

	分野	事務の内容（※）
第1フェーズで処理する事務の拡充	広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ○ 府県消防学校の一体運営
	広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士（全国）」の登録等
	広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ○ 公設試験研究機関の一体運営（研究テーマの調整など）
	広域医療連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なドクターへりの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ○ 廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
	広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的職員研修の段階的拡充
新たに処理する事務	交通・物流基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究）（※※） <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・ 関西3空港の一体的な管理運営 ・ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理事案等が広域である都道府県の行政委員会事務の共同実施

※ 各事務の必要性及び広域連合で実施する有効性を今後調査・検討する。

※※ 第3フェーズにおいて国から権限移譲を受けて直ちに実施できるよう、事務の内容や実施のための課題・条件等に関する更なる検討、課題解決手法の構築など、具体的な制度設計を行い、第2フェーズの期間内に実施事務を確定させる。

4 第3フェーズの事務

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものや、府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消する。

また、新たに処理する本格的な事務として、国から権限・財源の移譲を受けることにより、広域交通・物流基盤整備の事務を実施する。

加えて、設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けて処理することにより、事務のさらなる拡充を図る。

	分野	事務の内容（※）
国の地方支分部局からの移譲事務（例示）	地方厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人（広域）等の監督 ○ 中小企業等共同組合（広域）の許可 ○ 消費生活協同組合（広域）の許可、認可、承認など
	地方農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市農村交流に関する事務など
	経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスター） ○ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ○ 國際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ○ 鉱業権の出願・登録等に関する事務 ○ 電気・ガス事業の許認可、監査に関する事務など
	地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄国道（広域）の整備・管理 ○ 直轄河川（府県を超える）の整備・管理 ○ 直轄砂防等に係る工事・管理 ○ 国土計画等に係る調査・調整 ○ 建築基準法の施行事務（確認検査機関の指定等）など
	地方運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光振興等
	地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種リサイクル法（家電、容器包装）に基づく報告徴収、立入検査等の事務など
新たに処理する事務 (カッコ内は国に移譲を求める事務の例示)	広域交通・物流基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪湾内諸港の一体的な管理運営 (港湾の整備（防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等）に関する事務など) ○ 関西3空港の一体的な管理運営 (空港の設置及び管理運営など) ○ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理 (近畿圏広域道路整備基本計画の策定、地方整備局が管理する直轄国道の計画・整備・管理・運営など)
第1フェーズで処理する各分野における事務の更なる拡充 (国に移譲を求める事務の例示)	広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）など国連施策の事業費の配分（観光庁） ○ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく、観光圏整備実施計画及び同変更実施計画の認定（観光庁） ○ 国直轄管理道路における道路標識の整備基準の策定（関西全域を対象とする観光案内表示の統一基準との整合性確保）（国土交通省）
	広域産業振興	<p>近畿経済産業局が実施する産業振興に係る事務のうち、府県が実施するよりも広域連合が関西全体を視野に実施するほうが高い効果が得られると考えられる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規産業の環境整備に関する事務 (産業クラスター支援（連携に係るもの）)

※ 各事務の必要性及び広域連合で実施する有効性を今後調査・検討する。

5 事務の概要（第1フェーズ）

広域防災

1 「関西広域防災計画」の策定

(1) 趣旨

東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために関西広域連合等が実施する事務を記載した「関西広域防災計画」を策定する。

(2) 現状・課題

府県域を越える広域的な災害に対しては、災害対策基本法に基づく国の調整と相互応援協定で対処することとされているが、関西の自治体の対処方針については、横断的に協議・調整されたものがないため、常設の事務局を持つ広域連合が各自治体と協議・調整して関西広域防災計画として取りまとめる。

(具体的な課題)

- 各府県の地域防災計画は、国の防災基本計画に則して国の災害対策との調整は行われているが、近隣府県との比較や調整は行われておらず、関西としての広域災害時の対応が不明確となっている。
- 東南海・南海地震対策については、国が東南海・南海地震応急対策活動要領を定め、対応方針を示しているが、被災地を含む関西としての対応方針はまとめられていない。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(ア) 計画の対象とする災害に関する事項

東南海・南海地震、近畿圏直下型地震等、複数府県にまたがる被害を中心に、府県を越えた広域的な応援が必要となる大規模災害を想定

(イ) 災害の予防に関する事項

- ・ 関西の広域防災体制の整備（関西相互応援実施要綱の策定）
- ・ 人材育成（研修の実施等）
- ・ 災害対策のための基礎データの整備 等

(ウ) 災害の応急対策に関する事項

物資、資機材の提供や職員の派遣等の配分

(エ) 第2フェーズ以降の事務、中長期的課題に関する調査研究

- ・ 救援物資の共同備蓄、提供
- ・ 新型インフルエンザ対策 等

イ 計画の作成方法

国及び各府県の防災計画との調整を図るため、関西2府7県の防災担当者及び有識者が参加する計画策定委員会を開催し、計画の内容を検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～22年度

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定委員会の開催・ 国、府県、市町村との調整

(5) 効果

関西広域防災計画の策定により、広域災害への対応方針が明確になり、共同事業の実施等、関西として計画的な対策の推進が可能となる。

2 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用）

(1) 趣旨

広域災害発生時等における広域連合の役割として、被災府県からの要請の集約、被災していない府県への応援要請・応援先の配分等の府県間調整を担う。併せて、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できるよう、将来的な関西全体の防災体制のあり方、広域連合長の位置づけ等を検討する。

また、広域災害発生時に関西府県が広域応援を実施する手順を取りまとめた関西相互応援実施要綱（仮称）を作成する。

(2) 現状・課題

大規模災害等への対応は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき行うこととなっているが、複数府県が被災した場合には、当初予定していた主幹府県等による調整機能が十分に発揮できない可能性があることやその場合の対応が盛り込まれていないなど、広域災害への備えは不十分である。

このため、広域災害発生時において、広域連合が応援要請の集約・配分等の府県間調整を担うなど、相互応援体制を強化する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 災害発時における府県間調整の実施

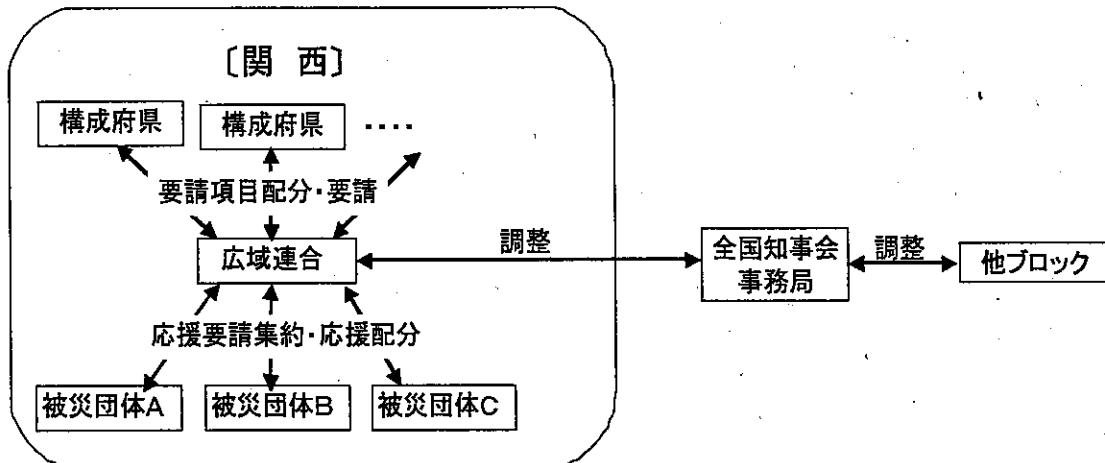
広域連合は、関西広域防災計画と実施要綱に基づき、物資・資機材や職員派遣等の相互応援に関する府県間調整を行う（広域連合が被災地外で連携ハブとなるイメージ）。

なお、現地における救護・復旧活動等は、従前どおり被災団体や構成府県等が対応する。

(7) 広域連合の役割

- 被災した団体からの要請の集約
- 被災していない団体へ応援内容・応援先の配分
- 域内で対応困難な場合における近畿ブロック知事会長団体を通じた全国知事会事務局と全国応援の調整

(1) イメージ図



イ 「関西相互応援実施要綱（仮称）」の作成

(7) 要綱の内容

- 関西版資源管理体制モデル
 - ・ 広域応援が必要な災害応急対策の種類・数量の把握
 - ・ 外部からの人的・物的応援を受け入れる共通の仕組みとルール
 - ・ 流通備蓄も含めた円滑に資源を調達するためのルール 等
- 資源配分モデル
 - ・ 物資輸送の優先順位等の考え方
 - ・ 応援先の考え方
 - ・ 広域応援の受け入れ施設 等
- 関西版応援支援フォーマット
- 域外の大規模災害等に際して応援要請を受けた場合の応援方針等

(1) 要綱の作成方法

関西2府7県の防災担当者による「連絡調整会議」を設置して検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～22年度

イ 年次計画

実施内容	
21年度	連絡調整会議の開催、実施要綱の検討
22年度	<ul style="list-style-type: none">連絡調整会議の開催、実施要綱の検討実施要綱の施行、実施要綱に基づく訓練等の実施、必要に応じた相互応援協定の改訂
23年度以降	訓練結果等を踏まえた実施要綱の改善、必要に応じた相互応援協定の改訂

(5) 効果

広域災害発生時の調整方法や府県の活動内容がより明確になり、迅速な対応と的確な調整が可能となる。

(6) 意見・検討課題

- 現地で行われる災害応急活動そのものは、府県や市町村の役割であり、災害時に広域連合が果たす役割は、広域応援調整機能である。
- これを基本に相互応援体制及びこれに基づく訓練等を検討していくべき。

3 広域合同防災訓練の実施

(1) 趣旨

関西が一体となって広域災害に対処する体制の強化を図り、関西広域防災計画、関西相互応援実施要綱（仮称）の実効性を検証するため、広域連携訓練を実施する。

また、関係機関の災害対応力の向上を図るために、2府7県が合同で実施している「近畿府県合同防災訓練」を広域連合に移管して実施する。

(2) 現状・課題

関西広域防災計画及び関西広域連合が担う役割の有効性を検証する必要がある。

また、各府県で持ち回り開催している現行の合同防災訓練は、実質的に開催府県が企画・立案・実施しているため、課題の共有や成果の反映が不十分である。

(3) 事務の内容

ア 広域応援訓練（図上）の実施

(7) 訓練内容

- 相互応援要綱に定めた広域応援の受け入れ・配分
 - ・ 受け入れ施設、輸送ルート、輸送手段等の確保
 - ・ 受け入れた広域応援の配分 等
- 被害状況に応じた広域応援配分の調整
 - ・ 構成団体間の広域応援の配分調整
 - ・ 受け入れた広域応援の配分調整 等

イ 関西2府7県合同防災訓練（実動）の実施

(7) 訓練内容

- 各機関の連携体制の検証に資する訓練
 - ・ 災害現場における各部隊の救助分担等の調整
 - ・ 救急と医療の連携
 - ・ 事業者によるライフライン被害の共同復旧 等
- 実戦的な災害対応力の向上を目的とする訓練
 - 現実の災害に即し、実存する建物や道路等を活用した訓練
- 緊急消防援助隊応援要請、受援訓練（各府県代表消防により実施）

(1) 事業スキーム

- ・ 開催場所
各府県で順次開催（従来どおり）
- ・ 役割分担

事務の名称		現 行	広域連合設立後	
			広域連合	開催府県
準備段階	訓練の企画 関係機関調整	開催府県	◎ 総合調整、2府7県との調整	○ 域内関係機関
	訓練実施計画の決定	各機関	○	○
	会場準備、契約	開催府県	○	
当日	訓練の統括・指揮	開催府県	○	○
	訓練参加	開催府県	○	○
終了後	訓練結果の検証	開催府県	○	○

※ 当初から広域連合が上記の役割を担うのではなく、訓練実施に関するノウハウの蓄積を踏まえ、段階的に広域連合が担う部分を拡大していく。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成22年度～

イ 年次計画

実施内容	
21~22年度	23年度実施訓練に係る準備、関係機関との調整等
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 当年度訓練の実施・ 翌年度実施訓練に係る準備、関係機関との調整等

(5) 効果

- ・ 広域応援活動の連携確認を絶えず行うことで、関西防災計画の実効性の確保及び広域的な防災体制が改善される。
- ・ 関西防災計画により方針が明確化されるため、より実戦的な訓練が実施可能になるとともに、常設事務局による実施により訓練ノウハウの蓄積が期待できる。

(6) 意見・検討課題

広域連合の役割を踏まえると、実動訓練については、広域連合長が訓練の企画調整を行うことは現実的ではないため、現行どおり開催府県主導で行い、図上訓練のみ広域連合での実施とするべき。

4 防災分野の人材育成

(1) 趣旨

人と防災未来センター等、関西の防災研究・研修機関、構成団体と連携して「関西広域防災連携講座（仮称）」を実施し、計画的な防災分野の人材育成を行う。

(2) 現状・課題

防災に関する研修は長期間を要するなど業務への負担が大きいものが多く、体系的に防災を学ぶ機会が少ない。

また、防災に関する専門家の数は限られており、各団体が研修ノウハウを有しているわけではない。

(3) 事務の内容

ア 首長、防災担当職員向け研修の実施

（ア）連携講座制の導入

人と防災未来センター等、関西の防災研究・研修機関、構成団体が実施している防災関連講座等を結び、一定期間に定められた単位を取得することによってコースを修了できるしくみ（連携講座）を構築する。

（講座の例）

- ・ 人と防災未来センターの特設コース
- ・ 関西広域機構主催セミナー
- ・ ひょうご防災カレッジ受講
- ・ ○○県防災講演会聴講

(4) クラス別のタイトル付与

段階的・中長期的な人材育成に対応できるシステムとして、職責に応じた連携講座を用意し、講座修了者に対しては、防災担当者としてのタイトル（グレード・級）を付与する。

グレード	目的	対象
コマンダーグレード	首長等災害対策本部で指揮者となる人材に求められる対応力の向上	首長、危機管理監等災害対策本部で指揮者となる者
マスターングレード	防災課長等幹部となる人材に求められる能力の向上	防災関係課長など、防災の分野で一定のキャリアを有し、被災地活動等実務を経験した職員
Sグレード	中堅の人材に求められる知識・能力の向上	Aグレード又は同等の知識を有する職員
Aグレード	地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員が求められる最低限の知識の習得	はじめて防災業務に就く職員

(5) 多様な研修機会の提供

広域連合は、他機関の講座等の連携を図るとともに、それを補完する出前講座、被災地派遣、施設見学等独自の講座を企画・実施する。

イ 自主防災組織等地域の人材育成事業の支援

広域連合構成団体が管理する人材育成施設、育成施策のうち相互活用可能なものに関する具体的な活用プランを作成し、各府県を通じて利用促進を図る。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

	実施内容
21年度	カリキュラム等詳細検討
22年度	カリキュラム等詳細検討、関係機関との調整
23年度以降	講座の実施

(5) 効果

- ・ 関西広域連合が関西共通の人材育成方法を確立し、防災担当職員のスキルアップを図ることで関西の防災力向上が可能となる。
- ・ 企画・実施の共同化による事業の効率化を図ることができるほか、講座受講による各府県担当職員の人的ネットワークの構築が期待できる。

5 救援物資の共同備蓄の検討・実施

(1) 趣旨

救援物資等を広域連合が一括して備蓄し、災害発生時に配分する仕組みを構築する。

(2) 現状・課題

府県によっては、地震被害想定に基づく行政の食糧の備蓄の目標を避難者数の3日分とするところと、2日分とするところがあること、さらに、同じ食糧にしても乾燥米飯を中心とするところと、乾パンを中心とするところがあるなど、備蓄物資の種類や備蓄数量の考え方には差異がある。

また、府県によっては、流通業者との協定に基づく流通備蓄に頼り、現物備蓄をしていない府県もある。

(3) 事業の内容

ア 備蓄計画の策定

東南海・南海地震など広域災害発生時には、流通備蓄に限界が生じる可能性があることから、関西全体としての必要備蓄物資、備蓄量、さらに備蓄場所を定める計画を作成する。

イ 物資集積・配送マニュアルの作成

東南海・南海地震など広域災害発生時の備蓄物資、全国から送られる物資の受け入れ、仕分け、配送方法などを定めた物資集積・配送マニュアルを作成する。

ウ 備蓄物資の調達、災害発生時の配分・配送

備蓄計画に基づき必要備蓄物資を調達し、複数箇所に備蓄する。

また、災害が発生した際には、物資集積・配送マニュアルに基づいて物資を配分・配送する。

(4) 年次計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21～22年度	備蓄計画の検討、作成
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 物資集積・配送マニュアルの作成・ 備蓄物資の調達・ 災害発生時における物資の配分・配送

(5) 効果

通常の流通ルートが麻痺するおそれのある東南海・南海地震など大規模・広域災害の初動時に、救援物資を被災地に効果的に搬送することができる。

6 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施

(1) 趣旨

広域的な新型インフルエンザ対策を検討・実施する。

(2) 現状・課題

各府県や保健所設置市ごとに、検査、治療等の医療対策や、学校、施設の休業、イベントの中止などの社会活動制限についての考え方には差異があるなど、強毒性の新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止対策が危惧されている。

また、各府県や保健所設置市間の連携・調整のしくみが制度化されていないことなど、患者に係る正確かつ迅速な情報共有及び効果的な対策の実施に課題がある。

(3) 事業の内容

ア 新型インフルエンザ感染拡大防止のための広域的な体制の検討

住民の健康被害を最小限にとどめ、社会機能の低下を極力抑止して、社会・経済活動を維持するために、危機管理の観点から、発生段階に応じた広域的な新型インフルエンザ感染拡大防止のための連携体制を検討する。

イ 広域備蓄計画の作成

タミフル、リレンザなどの抗ウィルス剤、医療資機材等の備蓄計画を作成し、備蓄を実施する。

ウ 新型インフルエンザ発生時の関係機関の調整

新型インフルエンザの発生時における府県等による医療対策、学校の休校等の社会活動制限の整合を図るために、構成自治体の感染拡大防止対策に関する調整のしくみを検討する。

エ その他

保健所設置自治体同士の相互応援体制の整備、合同訓練、人材育成などの取組を検討・実施する。

(4) 年次計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21～22年度	新型インフルエンザ感染拡大防止のための広域的な体制の検討
23年度以降	広域備蓄計画の作成、インフルエンザ発生時の調整 等

(5) 効果

広域で連携のとれた感染拡大防止対策、社会活動の制限等が可能になる。

7 広域防災に関する検討・実施

(1) 趣旨

関西における広域防災に関する諸課題の解決に向け、早急に取り組むべきテーマから検討を進め、可能なものから順次実施する。

(2) 現状・課題

広域防災に関する諸課題の検討は、自治体単独や常設事務局を持たない機関では規模、継続性の観点から取組が難しい。

また、広域連合の第2フェーズの展開に備え、より幅広い分野の連携方策を検討する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 早急に取り組むべき検討テーマ

府県消防学校の研修カリキュラムの共同作成 など

イ 広域防災に関する調査の実施

(ア) 第2フェーズ以降に実施する事務に関する検討

- ・ 防災に関する人材育成施設の連携（消防学校、防災啓発施設等）
- ・ 救急救命士、D-MAT (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム) 等の養成
- ・ 防災ヘリの相互応援のあり方

(イ) 広域連合が行うべき中長期的課題に関する調査テーマ

- ・ 基幹的広域防災拠点の運用、広域的連携のあり方
- ・ 自然災害以外の緊急事態への対応のあり方

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	翌年度研究テーマの選定
22年度以降	調査研究の実施（3年間で3テーマ）

(5) 効果

- ・ 構成団体が共同して広域連合に調査研究を行わせることにより、各自治体の調査研究内容の重複解消、広域的視点に立った検討の実施が可能となる。
- ・ 広域的課題を取り上げることによる関西全体の安全・安心の向上に資する。

広域観光・文化振興

1 「関西観光・文化振興計画」の策定

(1) 趣旨

関西圏内では、各自治体がそれぞれの特長を生かした観光施策を展開しているが、さらに関西を魅力ある観光圏としていくためには、関西が一体となって主体性を持ち、創意工夫に基づく効果的な取組を推進する必要があり、観光・文化圏振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定する。

この計画では、関西が一体となって戦略的に取り組むべき観光施策について、重点分野、事業、目標等を定め、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」（旧外客来訪促進法）に基づく外客来訪促進計画と位置づける。

(2) 現状・課題

交通網の発達等により、観光客、特に外国人観光客の動きは広域化、多様化し、広域周遊のニーズは府県の枠を越えた広がりをみせており、関西圏内での周遊や滞在を促進する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

- (ア) 関西圏域における現状分析及び目標設定等
- (イ) 関西が戦略的に取り組む重点分野、事業の設定
 - ・ 外客来訪促進地域の区域、宿泊拠点地区の区域、外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針等
 - ・ 外客来訪促進地域における観光経路（広域観光ルート）の設定
 - ・ 海外観光プロモーションの実施
 - ・ 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の創設
 - ・ 「通訳案内士（全国）」の登録等
 - ・ 関西全域を対象とする観光統計調査
 - ・ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一

イ 計画の作成方法

広域連合設立後、できるだけ早期に計画を策定する。なお、必要があれば関係団体や外部有識者等の意見を聴取する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～23年度

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">「関西観光・文化振興計画」の策定（意見調整等）外客来訪促進計画の根拠である「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」等関係法令の改正に向けた要望活動（現行法令上、策定主体は都道府県又は都道府県の合同）関西広域機構事業の見直し検討（可能なものは広域連合設立後速やかに移管）
22年度以降	<ul style="list-style-type: none">「関西観光・文化振興計画」の策定、実施状況フォローアップ等関西広域機構事業の見直し検討

(5) 効果

- 府県を越えた計画の策定により、各地域の特徴を生かしながらも、関西全体としての魅力や観光客の受入能力の向上が可能となる。
- 旅行者が関西をひとつの観光エリアとして周遊することができ、「関西」ブランドの浸透が可能となる。
- 関西各地を広域に周遊し、関西圏内で滞在する旅行者の増加により、経済波及効果が期待できる。

2 広域観光ルートの設定

(1) 趣旨

外国人観光客をさらに関西に呼び込むためには、各府県・政令市の利害を越えた戦略的な取組により、エリア全体の魅力の向上を図ることが不可欠であることから、関西をひとつのマーケットとして、日本にとって最良のインバウンド市場である東アジアや関西の伝統文化に関心の強い欧米をメインターゲットに、関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、関西広域機構とも連携して情報発信を行い、誘客を図る。

(2) 現状・課題

J N T O 訪日外客実態調査によると、2006年度に訪日外国人観光客の最も多く訪れた都道府県として、主要 6 カ国・地域別において、東京都がすべて 1 位であった。関西においては、大阪府が、中国、台湾、韓国について、京都府がアメリカ、イギリスについて 2 位となっているものの、1 位の東京都に遠く及ばない状況である。

また、平均滞在日数は、前年比 0.7 日少ない 6.5 日（アジアからは平均 4～5 日、欧米からは平均 1 週間前後）となっており、滞在中に平均して 2 つ以上の都道府県を訪問することが一般的となっている（JNTO 国際観光白書 2008）。

これらのことから、関西をひとつのマーケットとした、広域観光ルートの設定が誘客に一定の効果をもたらすと考えられる。

(3) 事務の内容

- ア 観光資源の基礎データの収集整理（光の当たらなかつた好素材の発掘）
- イ テーマ別、対象別等ごとにルート設定
- ウ 外客来訪促進計画としての「関西観光・文化振興計画」への反映
- エ ホームページ等による情報発信

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・ 観光資源の基礎データの収集・ テーマ別、対象別等ごとのルート設定
22年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ等による情報発信

(5) 効果

各地域間の魅力を最大限生かした、総花的ではない魅力ある広域観光ルートを設定することにより、外国人観光客をさらに関西に呼び込むことができる。

3 海外観光プロモーションの実施

(1) 趣旨

「関西」をさらに魅力ある観光圏としてアピールするため、各府県・政令市、関西広域機構や経済団体と密接に連携を図りながら、広域連合長自らがトップセールスを行うなど海外観光プロモーションを行う。

(2) 現状・課題

各府県・政令市では、各々の観光振興施策等に基づき、それぞれの地域の個性を生かしながら、必要な枠組み連携又は単独で、トッププロモーション等を行うとともに、関西広域機構においては、官民連携の下で、海外へ発信する関西のイメージ形成や新規市場の開拓等に率先して取り組んでいる。

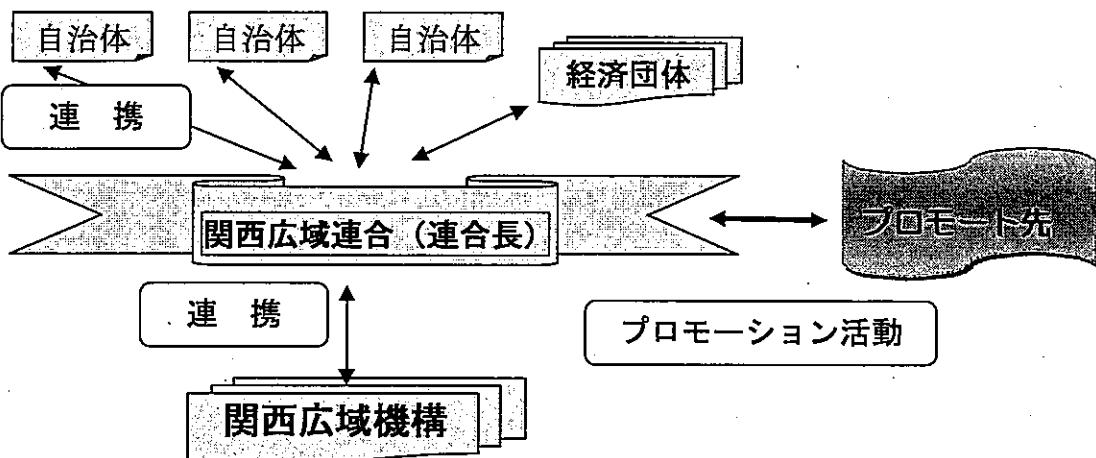
しかしながら、「関西」をひとつのエリアとして捉え、主体的に情報発信する主体が欠けている状況にあり、これらの取組の成果を生かしながら、個性豊かな観光地の集合体である「関西」を力強く発信する必要がある。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (7) 広域連合長によるトップセールス・観光セミナー等の実施
- (8) 誘客増に資する戦略性のある「関西」イメージの形成
- (9) ホームページ等による関西の観光資源の魅力の情報発信

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

	実 施 内 容
21年度	プロモーション活動の企画・立案
22年度以降	プロモーション活動の企画・立案及び実施

(5) 効果

「関西」をひとつのエリアとして、広域連合のトップ自らがプロモーション活動を行うことにより、「関西全体」の魅力を強力に海外にアピールすることができる。

(6) 意見・検討課題

- ・ 観光ルートの設定や海外観光プロモーションは、官民共同で行うことが望ましく、KUが実施する方が効果的ではないか。
- ・ 屋上屋を架すことにならないよう、府県やKUとの役割分担等を明確にする必要がある。

4 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の創設

(1) 趣旨

訪日外国人観光客の視点に立ち、訪日外国人旅行者及び資格取得者の利便性向上を図るため、必要な法の改正や弾力的運用を国に求め、府県を越えた関西地区全般の案内が行える「地域限定通訳案内士」を創設する。

(2) 現状・課題

「地域限定通訳案内士」制度は、訪日外国人観光客に、その地域の魅力や特徴等を的確に伝え、より良く理解してもらう重要な役割を担っているが、現行法上は、都道府県単位又は都道府県の合同実施となっている。

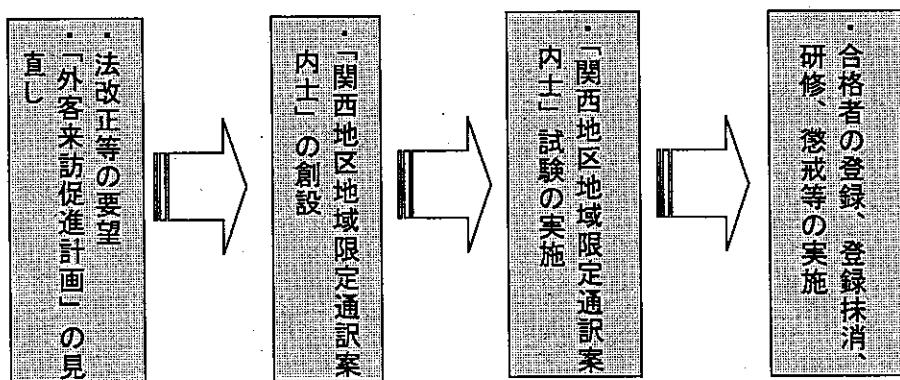
各府県が独自に地域限定通訳案内士を導入した場合、府県を越える案内を行うには、複数府県の地域通訳案内士の試験に合格し、各府県において登録する必要があるなど、過大な負担を強いることとなる。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 地域限定通訳案内士の創設に必要な法改正又は特区制度適用の要望
- (イ) 外客来訪促進計画としての「関西観光・文化振興計画」の策定
- (ウ) 「関西地区地域限定通訳案内士」試験に係る指定テキストの作成
- (エ) 策定後の計画に基づく「関西地区地域限定通訳案内士」試験の実施
- (オ) 合格者に対する登録証の交付
- (カ) 合格者の登録、変更、抹消、懲戒や研修等の実施

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・ 国等の機関へ本制度創設に係る要望等の実施（外客来訪促進計画に係る要望と併せて実施）・ 試験実施に向けたJNTOとの調整
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 国等の機関へ本制度創設に係る要望等の実施（外客来訪促進計画に係る要望と併せて実施）・ 「関西地区地域限定通訳案内士」試験に係る指定テキストの作成準備
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 試験問題の作成・ 「関西地区地域限定通訳案内士」試験に係る指定テキストの編集・ 「関西地区地域限定通訳案内士」試験の実施・ 合格者に対する登録証の交付、変更、抹消、懲戒等の実施・ 登録者のデータ管理及びホームページによる情報発信

(5) 効果

- ・ 関西国際空港を起点とした関西周遊など、府県を越えた関西全域における広域的な対応が可能となる（対訪日旅行者）。
- ・ 各府県で個別に実施する場合に比べ、試験（作成・実施）、登録等の一本化が可能となる（対自治体、受験者）。
- ・ 広域連合が実施できる制度の創設に向けて法改正を国に求めるこことにより、関西発の地方分権の取組としてアピールできる（対住民、自治体）。

5 「通訳案内士」（全国）の登録等

(1) 趣旨

広域連合で新たに導入することとしている「関西地区地域限定通訳案内士」と合わせ、通訳案内士（全国）についても各府県で個別に管理するのではなく、広域連合が一元的に管理することにより、効率的な登録事務及び運用を実施する。

(2) 現状・課題

現在、通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む）の登録者数は、全国で約11,000人（2007年4月時点、国土交通省）となっており、国の観光立国推進基本計画では、2011年までに概ね5割増やし15,000人とする目標を掲げている。関西における現在の登録者数は約2,600人（2007年確認ベース）となっており、その登録事務は各府県において行っている。

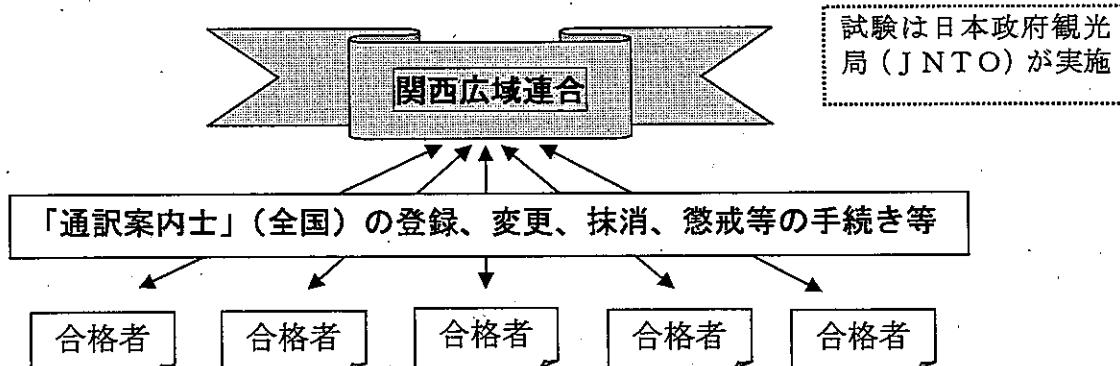
今後、増加が見込まれる通訳案内士（全国）と、広域連合で創設する関西地区地域限定通訳案内士を一元的に管理することが制度活用等の観点から効率的である。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (7) 通訳案内士（全国）の登録に関する業務（登録・変更・抹消・懲戒等）
- (1) ホームページなどでの登録言語別等の通訳案内士（全国）の情報発信

イ 事務フローイメージ



※ 登録申請時に面談による本人確認が必要であることと、現在は各府県で申請手続きがされていることから、住民サービスを維持するため、申請書の受付・本人確認は広域連合から各府県に事務委託し、書類審査、登録証の交付（郵送）、変更、抹等は郵送又は電子申請により広域連合で処理する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	データベースのフォーマット検討
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）の創設に合わせた、当該事務の移管及び事務委託の実施に向けた準備・ 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）と合わせた、ホームページ等による情報発信の実施に向けた準備
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）と合わせ、登録等の事務と申請書受付に関する事務委託を実施・ 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）と合わせ、ホームページ等による情報発信を実施

(5) 効果

- ・ 関西地区地域限定通訳案内士との一体的な管理により、スケールメリットを活かした情報発信や、関西広域機構との連携等による効果的な通訳案内士の活用が可能となる（対通訳案内士、利用者）。
- ・ 本人との面談を要しない登録証の交付、変更申請、抹消、登録者の管理等の一元管理が可能となる（広域連合に移管後もこれまでと同様、各府県において申請書の受付を実施することにより申請者の利便性を維持）。

6 関西全域を対象とする観光統計調査

(1) 趣旨

関西の観光地をさらに魅力あるものにするためには、関西圏内における地域間比較、傾向分析等に基づく効果的な施策の立案・実施が必要である。そのため、現在実施できていない統一的な基準・手法による観光統計調査を実施する。

(2) 現状・課題

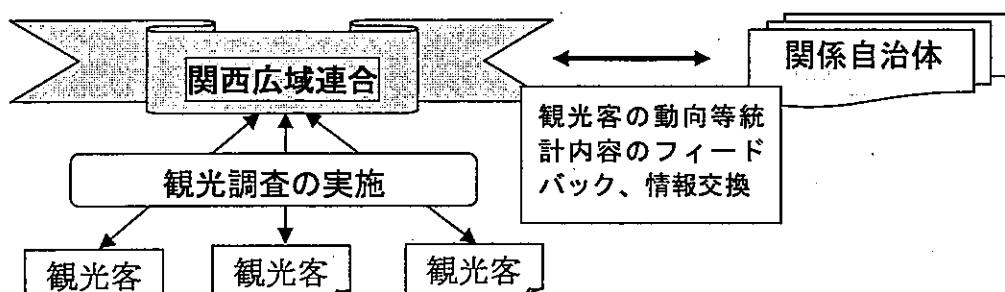
観光統計調査は、各府県・政令市が独自に実施しているが、統一的な基準により実施されていないため、関西全域の観光動向を的確に把握することができない状況にある。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (7) 現状各自治体が実施している観光統計方法の分析、把握
- (イ) 国の試験調査の結果分析及び検証
- (ウ) 関西全体の観光を把握できる観光統計手法の開発
- (エ) 統一された観光統計手法にもとづく観光調査の実施
- (オ) 観光統計の分析、関係自治体へフィードバック

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

	実施内容
21年度	・ 現状各自治体が実施している観光統計方法の分析、把握
22年度	・ 国の試験調査の結果分析及び検証 ・ 関西全体の観光を把握できる観光統計手法の開発
23年度以降	・ 国の調査に合わせた観光統計調査の試験実施 ・ 観光統計の試験実施結果の分析、関係自治体へフィードバック ・ 試験実施結果に基づく観光統計手法の見直しの実施

(5) 効果

統一された統計手法による信頼性の高いデータ収集が可能となり、地域間比較や傾向分析等が実施できるとともに、戦略的・効果的な施策立案を行うことができる。

7 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一

(1) 趣旨

各自治体等が独自に整備している観光案内表示について、訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全体の統一的かつ一体的な基準統一を実施する。

(2) 現状・課題

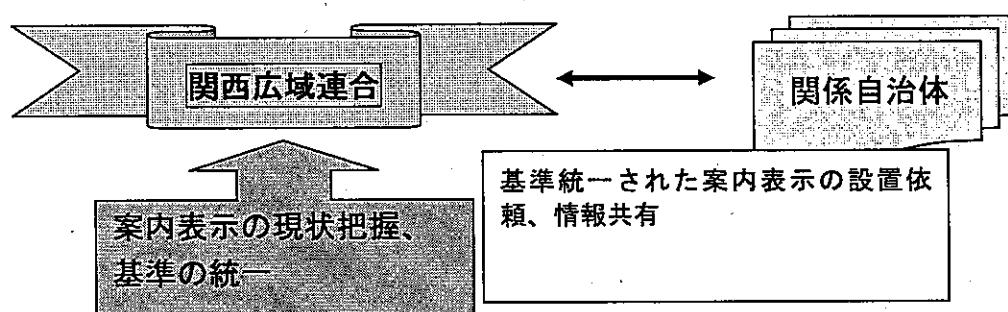
関西は、府県を越えて世界遺産をはじめ多様な歴史・文化遺産、豊かな自然環境等を擁しているものの、観光案内表示については各自治体等が独自に整備しており、共通性、統一性がない。訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全体の統一的かつ一体的な基準統一が必要となっている。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

- (ア) 各自治体等が行っている観光案内表示の情報収集、分析、把握
- (イ) 関西全体の観光の利便性向上につながる観光案内表示の統一基準及び整備指針の策定・周知
- (ウ) 統一された観光案内表示の導入促進
- (エ) 統一基準・整備指針に基づき整備された案内表示のデータベース作成

イ 事務フローイメージ



(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	現状において各自治体等が行っている観光案内表示の情報収集、分析、把握
22年度	関西全体の観光の利便性向上につながる観光案内表示の統一基準及び整備に関する指針の策定・周知
23年度以降	統一基準・整備指針に基づく整備状況のデータベースの作成及び情報発信

(5) 効果

- ・ 広域連合がガイドライン等を発出することにより、効果的に周知徹底が図れるとともに、民間団体等も含めた統一的整備を促進できる。
- ・ 関西一円の観光案内表示を統一することにより、外国人観光客等の広域観光の利便性が向上するとともに、「関西」ブランドの浸透が可能となる。
- ・ 広域連合において将来的には「関西広域における国道の一体的な計画、整備、管理」を目指しており、これらの道路も含め、道路標示等の整合性を図ることも容易となる。

広域産業振興

1 「関西産業ビジョン」の策定

(1) 趣旨

関西のもつ産業集積・インフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化してくため、「自分たちのことは自分たちで決める」という理念のもと、将来像や戦略をビジョンとして取りまとめて発信する。

(2) 現状・課題

地域間競争、国際競争に晒されている今日、関西全体としての戦略的・重点的な取組が必要であり、目指すべき姿を描き、それらに沿って、取り組むべき方向性を具体化していくことが必要である。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(7) 関西の産業集積、大学・研究機関、経済インフラの特色等の分析

(1) 関西産業の目指すべき姿（育成していくべき分野の提示等）

(ウ) 産業活性化のための取組の基本方針（方向性）

(イ) プロジェクトの提示

広域連合が実施又は府県連携して取り組むべきもの（広域連合が連絡調整すべきものを提示）

イ 計画の作成方法

ビジョン策定委員会（府県・政令市、経済団体、民間企業、大学、学識経験者等で構成）を設置し、意見聴取を行いつつ内容を確定していく。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～22年度

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・ ビジョン検討組織（委員会）の人選・立ち上げ・ 現況調査・分析など
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ ビジョン検討組織（委員会）審議・ 素案の作成、意見聴取、確定手続き
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ ビジョンに示されたプロジェクトに基づき事業展開・ 進捗状況把握

(5) 効果

- ・国や地方支分部局主導ではなく、地域主導で「産業のあり方」を考え・策定することで地域主権を発信できる。
- ・国の権限の移譲も含めて広域連合の産業分野の取り組みのロードマップとなる。

2 関西における産業クラスターの連携（戦略構築）

(1) 趣旨

関西各地には、大学、世界有数の研究機関や、さまざまな業種・分野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した、いわゆる“産業クラスター”が形成されている。

関西活性化のためには、各産業クラスターの特色を生かしながら、関西全体を視野に入れて、従来の产学研連携のネットワークの拡大や異業種分野連携、各地域の得意分野・人材・技術の相互補完につなげるなど、シナジー効果を發揮する。

(2) 現状・課題

各産業クラスターは、各府県が主導して、その形成を促進している。そのため、産業クラスター間を有効に連携させるためには、自治体共同体制が望ましい。

(3) 事務の内容

ア 産業クラスター連携戦略の構築

(7) 各産業クラスターの主要研究施設等の関西全域での利活用方策

(4) 大学・府県の公設試験研究機関等の相互連携方策

イ 国の競争的資金を活用した研究開発事業の企画・調整

シナジー効果発揮のため、国の競争的資金等を活用して、産業クラスター連携による研究開発事業の実施を企画・調整

ウ 産業クラスター間の情報交換

(4) 事業実施方法

- ・広域産業クラスター連携構築の検討・実施にあたっては、府県だけでなく、産業界、また各産業クラスターの中核機関・支援機関等の参画が不可欠であり、これらの参画を得て、検討組織を設立する。
- ・産業クラスター連携による产学研連携プログラムについて、具体的案件を調整し、第2フェーズで国等の競争的資金を活用した実施を目指す。

(5) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	・ 検討組織の設立 ・ 基礎調査等
22年度	・ 広域産業クラスター形成戦略の構築 ・ 国の競争的資金の活用にむけた企画・調整 ・ 広域産業クラスター情報発信等
23年度以降	同上⇒第2フェーズへつなぐ

(6) 効果

既存の産業クラスターの集積を活かし、企業集積や研究開発等を促進することにより、関西の活性化につながる。

3 公設試験研究機関の連携

(1) 趣旨

関西の公設試験研究機関（公設試）の連携促進を図るため、①技術支援の情報、②技術シーズやライセンス情報の共有、③設備更新計画の調整、④人材交流を行う（当初は工業系公設試験研究機関からスタート）。

(2) 現状・課題

所在地府県市間を越えた広域的な公設試の連携は久しく唱えられており、実施されているが、機器や施設の相互利用、人材交流では十分な連携成果が実現できていない。

また、情報提供等についても継続的に更新されていないことから、これらの連携促進を継続的・機動的に行う必要がある。

(3) 事務の内容

ア 公設試保有の技術シーズやライセンス情報の共有

公設試が持つ技術シーズやライセンスを中小企業に対して積極的に移転させるため、事業所に提供することにより、休眠技術やライセンスの活用を図る。

イ 事業者向けに統一した情報提供サービスの実施

各公設試保有の設備・機器データ、支援メニューをとりまとめ、事業者へ広く情報提供する（設置機器一覧の提供や技術支援分野マップの作成等）。

ウ 公設試間における設備更新計画の調整

それぞれの公設試が持つ強みのある分野への重点投資をはかるため、公設試間で設備更新計画を調整する。また、設備を共同運営（利用）する場合の設備補助制度について国に制度要望をする。

エ 人材交流等

公設試間での人事交流、長期研修、又は依頼出張など人材交流制度を設ける。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<p>事務の内容のア、イ、エ 近畿地域イノベーション創出協議会への働きかけ・広域連合での実施の調整（～22年度）</p> <ul style="list-style-type: none">平成20年9月に経済産業省が創設した地域イノベーション創出共同体形成事業の一環で、近畿管内の工業系の公設研究機関、大学など18機関で構成する「近畿地域イノベーション創出協議会」を設立し、各研究機関の設備機器のデータベース構築や人材の相互活用、企業が抱える技術課題の相談や情報提供サービスを実施している。（20～22年の3ヵ年）この取組は3年間の時限的であり、広域連合は、この継承発展、受け皿になるべく協議会への働きかけを行う。
22年度	<p>事務の内容のウ 公設試の特色・強みに応じた設備更新計画の調整</p>
23年度以降	<p>事務の内容のア、イ、エ イノベ協議会の機能・システムを継承して連合で実施 事務の内容のウ 調整した設備更新計画に基づき、各公設試で実施</p>

(5) 効果

- 事業者の「どの公設試がどの分野で強みをもっているか」のニーズに応え、必要かつ最適な支援サービスを受けることのできる公設試へのアクセスが容易となる。
- 府県間での重点投資による強み部分の増強と各自治体の公設試が直面する予算・人員等の厳しい状況の下、経費節約となる。
- 技術シーズやライセンスは主として府県内事業所に開示することを前提としているものを、関西広域へ拡大。事業者への技術力向上と新事業展開の便益拡大、休眠技術やライセンス活用促進と各公設試の增收が可能となる。
- 人材育成による技術レベルの向上と府県間コーディネイター役の育成とネットワークが構築される。

4 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施

(1) 趣旨

各府県において、地場産品や、地域資源を活用した新商品・サービス等のプロモーション、ビジネスマッチングのための商談会を企画・実施しているが、広域的取り組みによるビジネスチャンス・販路開拓拡大と、事務の効率化を図るため、合同によるプロモーション・ビジネスマッチングを行う。

また、広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発を行う。

(2) 現状・課題

商品・サービス、商談会等の企画・調整・実施を各自治体が独自に実施している。

(3) 事務の内容

ア 首都圏等都市圏をターゲットとした地域産品等の共同プロモーションの実施

各府県が出展している見本市において広域連合が統一出展する（例：中小企業総合展、全国伝統工芸品産業展、海外出展等も検討）。

また、圏外都市圏をターゲットとして、新商品・サービス、地場産品等の共同プロモーションを行う（例：イベント・メッセへの出展、アンテナショップ等）。

イ ビジネスマッチング商談会の広域実施

中小企業が持つ高度な技術や製品等との大企業とのマッチングを行い、新たな取引や技術提携等を促進してイノベーションの創造と販路開拓を支援する。

ウ 広域地域資源の組み合わせによる新商品・サービス等の開発・アピール

広域観光ルートの開発、関西ブランド（产品）の構築などを行う。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	プロモーション・商談会等の企画
22年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的プロモーション・商談会等の準備・調整、試行実施・ 観光ルートや関西ブランド等の企画

(5) 効果

- ・ 特産品、観光に関する商品やサービスなどのプロモーションを広域的に実施することで効率化が図られる。
- ・ ビジネスマッチング等を広域的に実施することにより、各府県企業の販路・ビジネスチャンスが拡大する。

- ・商品・サービスによっては、関西ブランドとして構築し、売り込みも可能となるほか、既存の各地域ブランドとの相互補完が期待される。

5 新商品調達認定制度によるベンチャー支援

(1) 趣旨

平成16年の地方自治法改正で、認定を受けた者が生産する「新商品」は、自治体が購入する場合、通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することが可能となった。これ以降、ベンチャー企業支援の取組の一つとして、各自治体で新商品購入の取組が行われている。

広域連合が本制度を活用して各府県の随意契約の機会等を拡大することにより、中小企業者の新事業創出支援を行うとともに、府県事務の効率化を図る。

(2) 現状・課題

随意契約の実施主体は地方公共団体であり、各自治体が独自に実施している。

(3) 事務の内容

ア 事業内容

中小企業者の新事業創出支援等を支援するため、広域連合が「新商品」を認定し、各府県が随意契約により調達する。

イ 実施方法

広域連合が認定をするためには、自治法施行令改正等が必要であり、以下の3案の対応が考えられる（いずれの場合であっても広域連合がPRを行う。）。

A案	B案	C案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行令改正要望 事務を府県から切り出して広域連合に集約する場合 ⇒特別地方公共団体の長（広域連合長）が認定できるようにし、かつ、広域連合長の認定をもって、構成普通公共団体が随意契約により買い入れできるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行令改正要望 広域連合が認定することとし、府県認定も残す場合 ⇒特別地方公共団体の長が認定できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行令改正までの間又は改正が困難である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合構成府県間で協定を締結 ・ 他府県の認定企業も、認定対象とする ・ 自治法施行規則により認定手続きを簡略化して認定・購入
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政令改正実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政令改正実現 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合での認定（各府県制度の廃止） <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合で認定 ・ 構成各府県が任意に随意契約で購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合での認定 構成各府県は、認定対象に「広域連合での認定者」を加え、また施行規則により認定手続きを簡略化して認定・購入 	

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">施行令改正要望（事務実施方法3のA案・B案）施行令の改正が実現するまではC案による制度実施の調整
22年度以降	<ul style="list-style-type: none">施行令改正要望等C案の「協定」による事業実施

(5) 効果

- 新商品随意契約のための認定（お墨付き）を広域連合として行うことで、随意契約の可能性が構成府県間へ広がり、販路拡大に資する。
- 広域連合による格付け効果、商品のPR効果が従来の府県内から広域連合構成府県へ拡大する。

広域医療連携

1 「関西広域救急医療連携計画」の策定

(1) 趣旨

関西の府県域を越えた広域救急医療連携(ドクターへリ等による広域救急医療連携)のさらなる充実に向け、「関西広域救急医療連携計画」を策定する。

(2) 現状・課題

救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病患者が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題も生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が求められている。

(具体的な課題)

ドクターへリについては、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることが可能であり、「救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）を用いた救急医療の確保に関する特別措置法」において、府県の区域を越えた連携及び協力体制の整備が求められている。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容

(7) 広域救急医療の現状と課題

(イ) 需要予測調査に基づくドクターへリの最適配置・運航

- ・ 当面の配置及び運航
- ・ 将来的な配置及び運航のあり方
- ・ 運航に係る経費負担等

(ウ) 計画の対象とするドクターへリの運航に関する事項

広域連合事務と府県事務の区分（広域連合が行う事務の明確化）

(エ) 災害時のドクターへリの運航のあり方

災害時の医療体制の充実に資する運航ルール等

(オ) 調査研究に関する事項（例示）

- ・ 国からの権限移譲に関する調査研究
- ・ 医師、看護師等の人材育成及び確保に係る調査研究
- ・ 運航経費の負担軽減等に係る調査研究
- ・ ドクターへリの運航と連動して実施を検討すべき救急医療対策に係る調査研究（救急医療情報システムの運用改善等）
- ・ その他ドクターへリの運航について広域連合が中長期的に担うべき役割や課題に関する調査研究

イ 計画の作成方法

学識者を交えた計画策定会議において審議のうえ作成する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～22年度

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	計画策定会議の開催
22年度	・ 計画の策定 ・ 計画のフォローアップ
23年度以降	計画のフォローアップ

(5) 効果

- ・ 府県域を越えた広域的な計画を策定することにより、広域的な救急医療連携の仕組みが具体化され、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。
- ・ 関西全体でドクターへリの効率的な運航が実現されること等により、導入経費の軽減が図られるとともに、相互応援体制の構築により住民の安心感が高まる。

2 広域的なドクターへリの配置・運航

(1) 趣旨

関西全体におけるドクターへリの効果的・効率的な配置・運航などを行う。

(2) 現状・課題

ドクターへリは、現在関西の一部府県で導入されているが、未導入地域も多く残つており、広域救急医療連携の更なる充実が求められている。

また、関西の各府県がそれぞれ独自にドクターへリの配置・運航等を行うことによって生じる運航範囲・費用負担の重複等の非効率をなくし、責任ある主体が関西エリアにおいて最も効果的・効率的なドクターへリの配置・運航等を行うことが必要である。

(3) 事務の内容

ア 需要予測調査に基づく関西全体でのドクターへリの最適配置・運航の検討

イ 広域的なドクターへリの配置・運航

(7) 北近畿（京都府・兵庫県・鳥取県）におけるドクターへリの運航（22年度～）

(4) 最適配置計画に基づく既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管

（早期の移管調整を行い、第1フェーズからの運航を目指す。）

(4) 事業計画

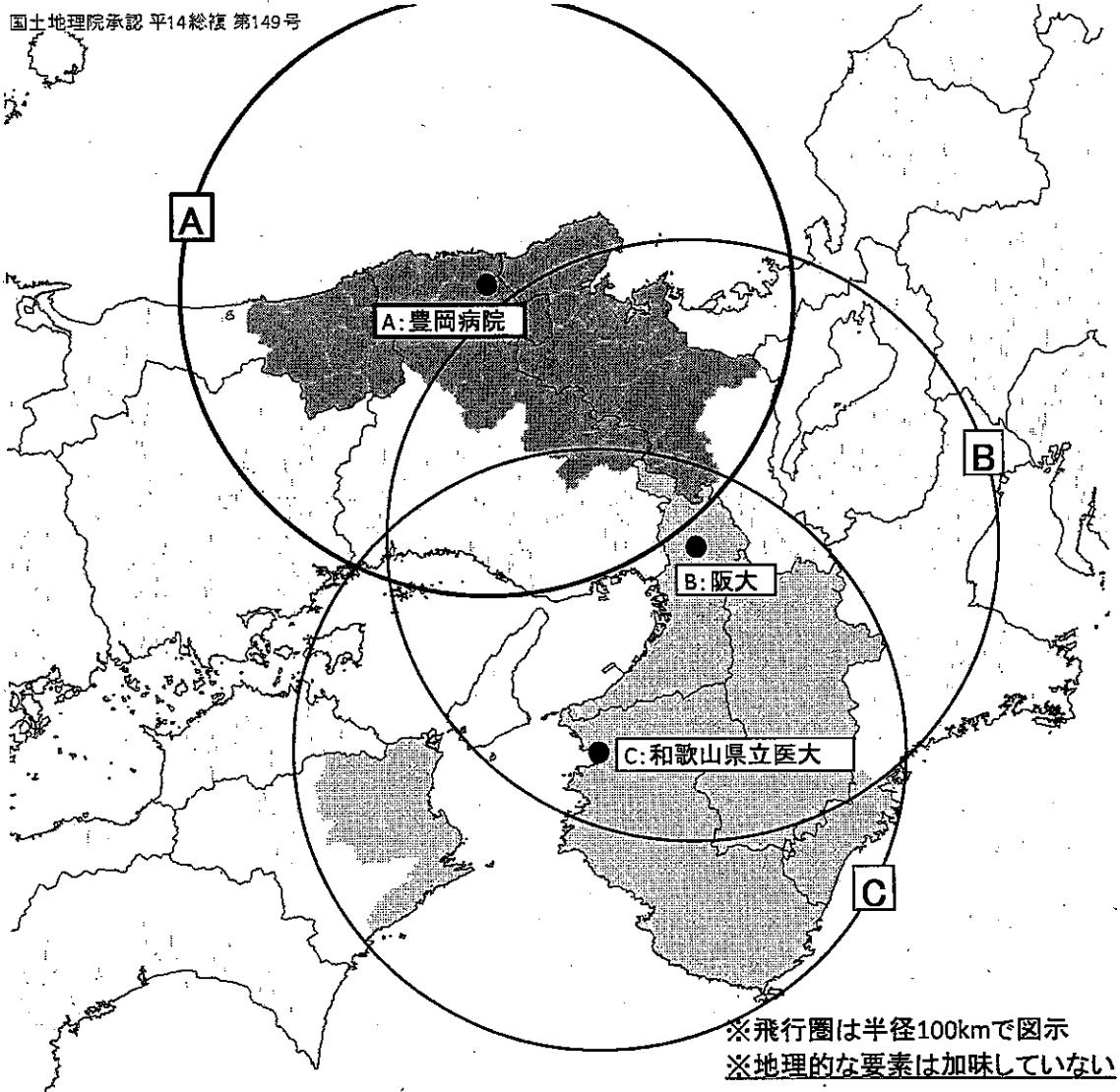
ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・ 需要予測調査に基づく広域的なドクターへリの最適配置・運航の検討・ 北近畿におけるドクターへリの運航準備・ 既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管調整
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 北近畿におけるドクターへリの運航・ 既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管調整
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・ 北近畿におけるドクターへリの運航・ 既運航府県ドクターへリの関西広域連合への移管（移管調整ができるれば運航）

ウ 関西におけるドクターヘリの運航状況及び予定



(H22年度運航予定)

事業主体	基地病院	運航範囲(■)
A 関西広域連合	公立豊岡病院	兵庫県但馬・丹波地域、 京都府丹後・中丹・南丹地域、鳥取県

(関西広域連合への移管調整要)

事業主体	基地病院	運航範囲(■)
B 大阪府	阪大病院	大阪府、 H21年度～奈良県、和歌山県北部
C 和歌山県立医大病院	和歌山県立医大病院	和歌山県、奈良県南部、三重県南部、 H21年度～大阪府、徳島県東部

(5) 効果

- ・ 関西全体でドクターヘリの運航が実現されること等により、住民の安心感が高まるとともに、重篤患者の救命率の向上等が図られる。
- ・ 関西広域連合が責任ある主体として、関西全体で最も効果的・効率的なドクターヘリの配置・運航等を行うことによって、各府県がそれぞれ独自に運航することで生じる運航範囲や運航経費等の重複が避けられる。

3 広域救急医療体制充実の仕組みづくり

(1) 趣旨

救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討する。

(2) 現状・課題

救急医療では、救急搬送要請の増加とともに、心筋梗塞や脳卒中等の急病患者が増加するなど、救急患者の量と質が変化している。また、救急患者の受入病院の確保に時間を要するといった課題が生じており、救急搬送や救急医療体制の見直し・再構築が求められており、周産期医療等においては、近畿ブロック周産期医療広域連携実施要綱に基づき、広域救急医療体制の構築が図られている。

(3) 事務の内容

「関西広域救急医療連携計画」策定の中で、学識者の意見を聴取しながら、広域救急医療体制を充実する仕組みづくりに向けた検討を行う。

広域環境保全

1 「関西広域環境保全計画」の策定

(1) 趣旨

環境分野における関西共通又は府県を越えて共通する広域的課題の認識、関西の将来像、適切な役割分担のもと広域的課題に的確に対処していくべき広域連合の施策のあり方を関西広域連合に参加する各府県が共有するため、「関西広域環境保全計画」を策定する。

(2) 現状・課題

地球温暖化対策や大気、水、廃棄物、自然環境など、府県を越えて共通する広域的課題に対処していく必要がある。

(具体的な課題)

- 温室効果ガスの削減に関する取組が今以上の実効性を上げるため、広域的視点に立った事業実施により効果や効率性の向上が期待できる事業に、関西が一体となって取り組んでいく必要がある。
- 広域的に移動する野生鳥獣の保護管理を効果的に進める必要がある。

(3) 事務の内容

ア 計画に盛り込む内容（例）

(7) 関西を取り巻く環境の現状と課題

- ・ 地球温暖化をめぐる国内外の動向
- ・ 大気汚染の現状と課題
- ・ 淀川水系や瀬戸内海などの水質の現状と課題
- ・ 廃棄物（ゴミ）処理の現状と課題
- ・ 生物多様性の現状と課題
- ・ 環境保全に取り組む府県民、NPO等地域団体、事業者等の主体の取組状況と課題 等

(4) 環境分野において関西がめざす方向

- ・ 関西全体が一丸となった、環境分野における取組を通じた関西のポテンシャルの向上（たとえば、「環境先進圏“関西”」（「低炭素社会“関西”」）をめざして）
- ・ 関西における環境の保全・向上
- ・ 環境技術による国際貢献

(5) 広域連合の役割

- ・ 関西全体が一丸となって取り組むことにより、一層の効果が期待できる環境施策の企画立案・事業実施

- ・各府県が遵守すべき基準の設定（たとえば、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、生物多様性の保全 等）
- (I) 各府県の環境施策（環境に関する計画）との関係
 (II) 関西広域機構・関西経済圏との関係
 (III) 施策の取組方策
 計画の策定に先行して実施する事務のほかに、今後、関西広域連合として取り組むべき具体的な事務を記載

イ 計画の作成方法

各府県が独自に定める計画等との調整を図るため、関係府県の担当者及び有識者が参加する計画策定委員会を開催し、計画の内容を検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～23年度

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	・ 計画検討委員会の設置 ・ 計画の検討
22年度	計画の検討
23年度	計画の検討・策定

(5) 効果

各府県が計画を共有することで、事業の重複や不足部分が整理され、連携協調実施が促進されることにより事業効果の増進が期待できる。

2 温室効果ガス削減のための共同取組（住民啓発事業の共同実施、関西におけるエコポイント事業の実施）

(1) 趣旨

省エネ家電の普及、公共交通機関の利用促進などの住民啓発事業に広域的に取り組み、府県民の意識改革を広く促すことで環境行動につなげる。

さらに、家庭における省エネ行動等に対して商品等に交換できるポイントを付与するエコポイント制度を関西全域で実施すること等により、温室効果ガスの削減を図る。

(2) 現状・課題

ア 住民啓発事業

各府県・市町村及び地球温暖化対策推進法に基づき指定された地球温暖化防止活動推進センター等が様々な啓発活動を行っている。そのうち、効果が高い取組については1つの自治体に止まることなく広域的に広げていくことが必要である。

イ 関西におけるエコポイント事業の実施

滋賀県、京都府及び兵庫県で個別にエコポイントモデル事業（環境省採択事業）を実施しているが、今後、持続的な取組として、行政区域を越えて広域な活動を行う企業に対し原資提供を要請していくためには、各府県がそれぞれ原資提供を要請するのではなく、一本化していく必要がある。

(3) 事務の内容

ア 住民啓発事業の共同実施

(7) 基本方針

広域で実施することにより、住民・マスコミ等への一層のPR効果が期待でき、かつ、コスト削減や事務の効率化を図ることができるものについて、広域連合が統一行動を企画・立案し、各府県と調整のうえ実施する。

(4) 事業内容

○ 企画・調整

- ・ 統一キャンペーンの企画・調整（ノーマイカーデー、エコチェック週間、打ち水大作戦等）

○ 啓発資材の作成

- ・ パンフレット等の作成（温暖化対策全般の普及啓発、電球型蛍光灯・省エネタップの普及等）
- ・ 統一ロゴマークの作成
- ・ 啓発グッズの作成（団扇、タオル等の作成・配布）

○ 調査研究

- ・ 公共交通機関の利用促進方策の検討（「スルッとKANSAI」等との連携、市営地下鉄等の休日子供料金の無料化、パーク＆ライドの推進等）

イ 関西におけるエコポイント事業の検討、実施

(7) 実施中のエコポイントモデル事業の広域化検討

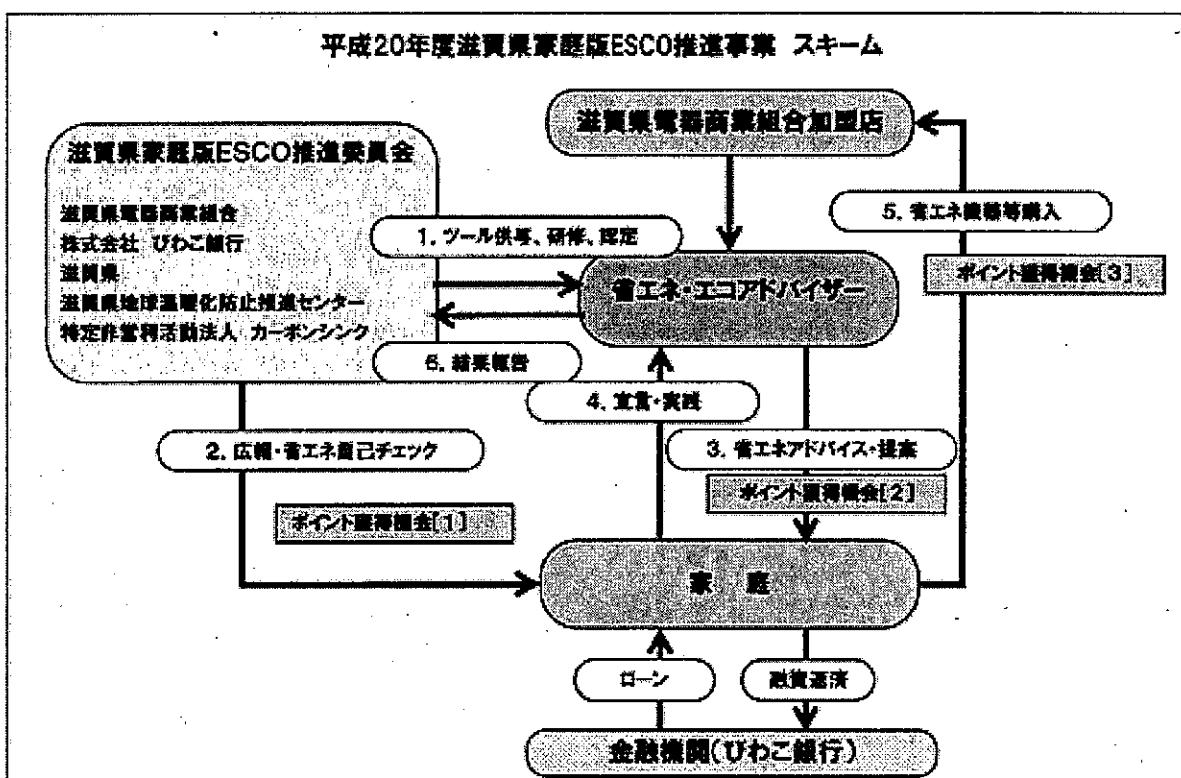
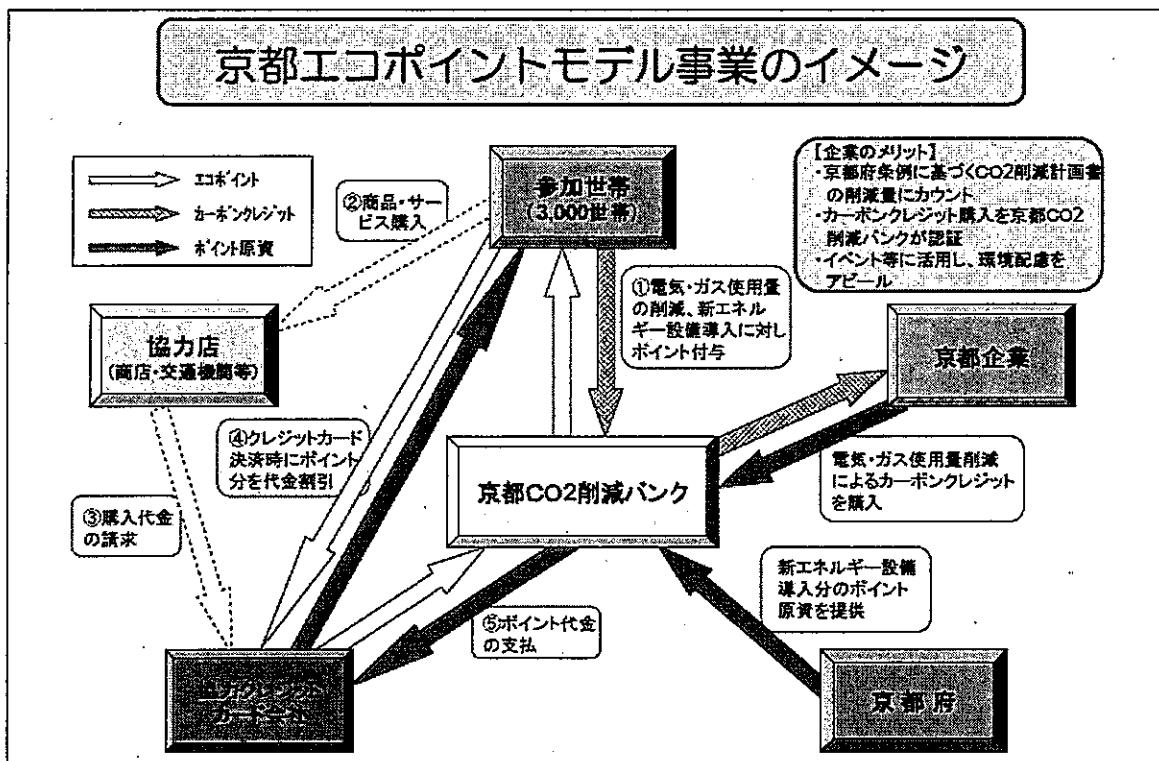
関西連携プロジェクト検討会議の結果も踏まえ、実施中のエコポイントモデル事業への相互参入や他の自治体での新規実施を検討する。

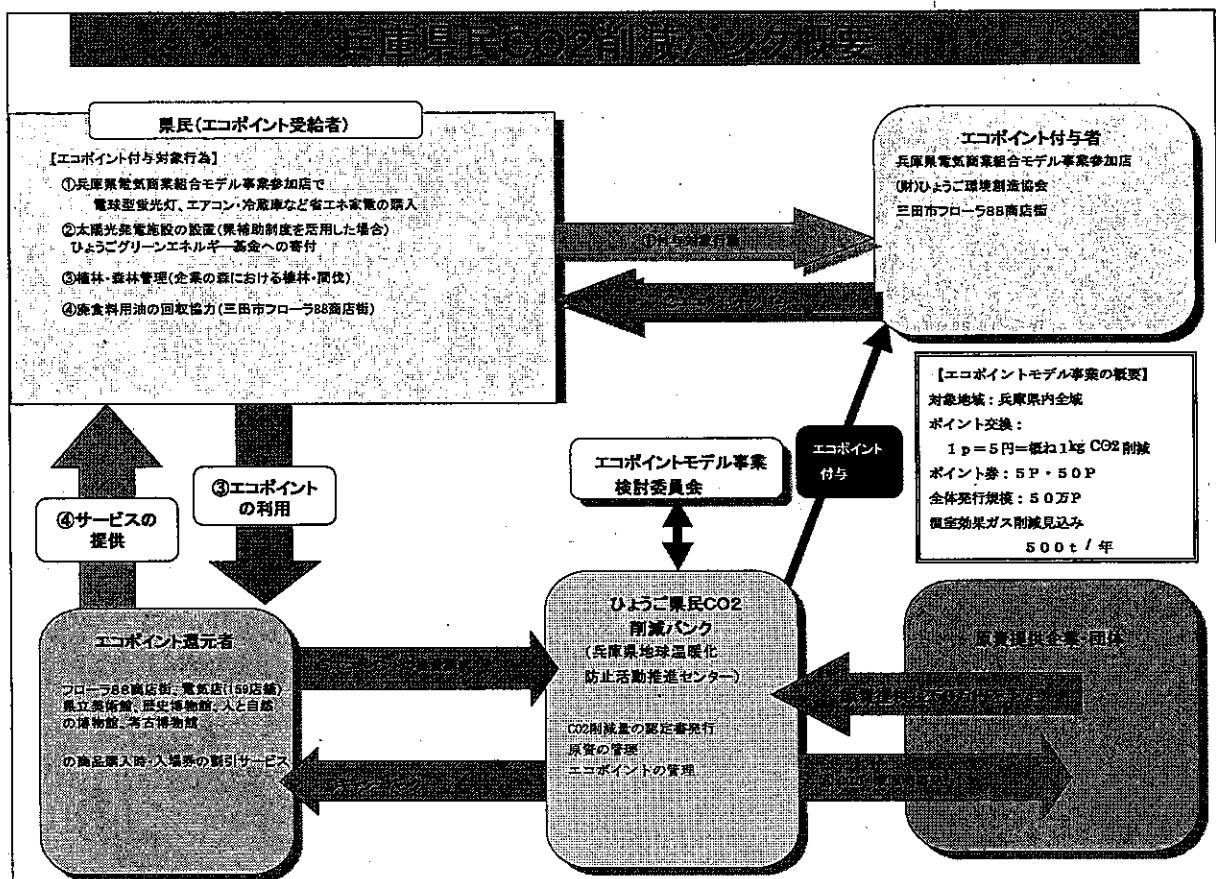
(4) 関西におけるエコポイント事業の実施

関西共通のポイント付与対象を設定し、還元できる協力店を関西広域で確保するとともに、既存システム等の活用、カーボン・オフセット制度など原資提供企業へのインセンティブを促す仕組みを検討し、実施する。

※カーボン・オフセット…排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

(参考：関西各府県で実施しているエコポイントモデル事業のイメージ)





(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実施内容	
21年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民啓発事業の検討・実施(パンフレットの作成) 実施中のエコポイントモデル事業の広域化検討 関西におけるエコポイント事業の検討
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 住民啓発事業の検討・実施(統一キャンペーンの企画調整等) 関西におけるエコポイント事業の検討
23年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 住民啓発事業の実施 関西におけるエコポイント事業の実施

(5) 効果

- 啓発活動については、各自治体で行うことと比べ、広域で取り組むことにより、資料等の共同作成によるコスト削減や府県民、マスコミへのアピール性が高まるなどの効果が期待できる。
- エコポイント制度の実施については、共同で啓発活動を行うことにより制度のPR効果が相乗的に高まり、企業がより参加しやすくなる。また、ポイント付与や還元する対象が拡大しやすくなり、制度の利便性が高まるほか、制度インフラの開発利用コストが削減できる。

(6) 検討課題、問題点等

エコポイントモデル事業は、商品交換原資を提供いただける企業の確保が困難なことや各府県の現行制度が多種多様であることなど、広域化や制度の一本化には多くの課題がある。実施に向けてさらなる検討が必要である。

3 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

(1) 趣旨

府県をまたがり広域的に移動し被害を与えていたる野生鳥獣のうち、近年特に被害が深刻化しているカワウの生息状況や被害防除に関する調査・研究を広域連合が実施する。また、各府県が中部近畿カワウ広域協議会の策定した広域保護管理指針と整合性のとれた被害対策等に取り組める体制整備を行う。

将来的には、広域連合がカワウ保護管理計画を策定することにより、各府県の総合調整を図り、体制を強化していく。

(2) 現状・課題

隣接する府県を越えて広域的に分布・移動するカワウの保護管理については、単独の府県によるカワウ保護管理計画の作成と実施だけでは、安定的な個体数管理や十分な被害管理が困難である。

このため、広域的な視点に立ったモニタリング調査と各府県が実施する個体数調整や被害対策の取組など、役割分担を明確にした一斉対策の検討、実施が必要である。

(3) 事務の内容

ア 生息動向調査等（モニタリング調査）の実施

生息数や移動範囲等を把握するため、関西全体で生息するカワウの生息動向調査等（モニタリング調査）を実施する。

【モニタリング調査の内容】

- ・ 生息動向調査（個体数調査、分布調査、移動調査、繁殖調査等）
- ・ 被害調査（被害の発生場所、被害の種類、被害の程度等）
- ・ 被害対策状況調査（被害対策の方法、実施時期、実施場所等）

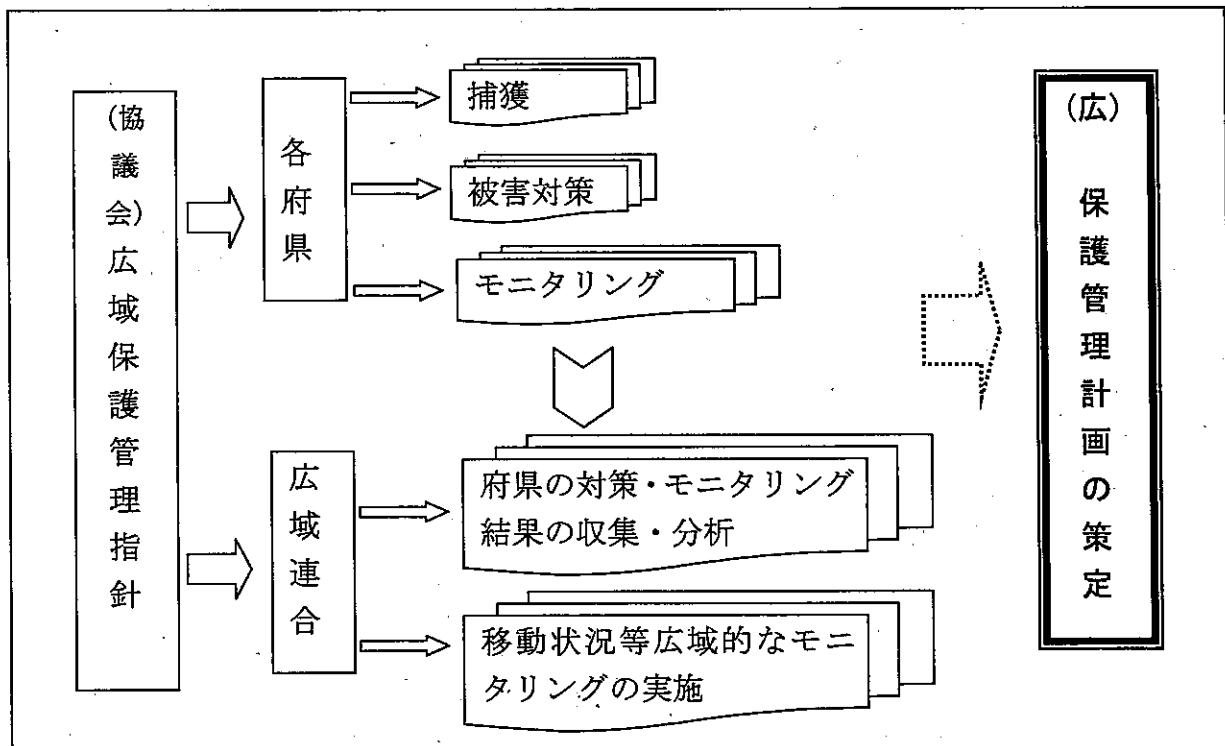
イ 被害防除に関する調査研究

滋賀県や他圏域等での事例も参考に、効果的な被害防除方法について調査研究を実施する。

ウ カワウ保護管理計画の策定等の検討

生息状況調査の結果等を踏まえ、自治体連絡調整会議を開催し、カワウ広域保護管理計画の策定や、同計画に基づき広域連合・府県・市町村が協調して実施する被害対策等について検討する。

(4) 事業実施イメージ



(5) 広域連合、府県、市町村との役割分担

関西広域連合	府 縍	市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウ保護管理計画の策定 ○ 生息状況調査等の実施 ○ 被害防除に関する調査研究 ○ 府県の個別事業の連携調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生息状況調査の協力、支援 ○ 個別の対策事業の実施 ○ 府県下市町村、漁協、獣友会等との連携、事業の共同実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府県と連携した対策の実施 ○ 関係団体との連絡調整

(保護管理計画策定後のイメージ)

関西広域連合	府 縍	市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個体数管理、被害管理、生息地管理の総合的な調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除目標数と駆除実施時期の設定 ・ 被害状況、捕獲数調査 ・ 生息状況調査 ○ 被害防除に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害鳥獣捕獲の実施 ○ 個別の対策事業の実施 ○ 府県下市町村、漁協、獣友会等との連携、事業の共同実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害鳥獣捕獲の実施 ○ 府県と連携した対策の実施 ○ 関係団体との連絡調整

(6) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・被害防除に関する調査研究の実施・各府県等が保有する既存データの収集整理 等・モニタリング調査の検討
22年度	<ul style="list-style-type: none">・被害防除に関する調査研究の実施・モニタリング調査の検討・実施・広域保護管理計画の策定準備
23年度以降	<ul style="list-style-type: none">・被害防除に関する調査研究の実施・広域保護管理計画の策定（計画始期：平成24年度）・モニタリング調査の実施

(7) 効果

- ・広域的視点に立ったモニタリング調査や被害防除に関する調査・研究を実施することにより、関西の各自治体が協調してカワウ対策に取り組む推進力となる。
- ・広域連合が中部近畿カワウ広域協議会と連携した対策を主体的に実施できる体制を構築し、関西広域連合と各府県、市町村が連携した計画的な保護管理に取り組むことで、漁業被害や樹木被害の早期軽減となる。

資格試験・免許等

1 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等

(1) 趣旨

府県毎に実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験需要動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、管理能力を高める。

(2) 現状・課題

法令に基づいて、都道府県知事が実施することとされている資格試験・免許等の事務は、府県ごとに実施しているため、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等、同種の事務が府県それぞれに発生している。

(3) 事務の内容

- ア 調理師法に規定する調理師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設に係る事務を除く）
- イ 調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務
- ウ 製菓衛生師法に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務

(4) 事務の実施方法

ア 実施のための事前準備

各府県登録者（約65万件）のデータベース化、試験委員の選定、手数料の決定（条例制定、府県条例の改正）、関係団体等との調整、府県の事務処理特例条例の改正、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備を行う。

イ 試験周知等

試験実施計画の策定、試験会場の確保、広報（HP、広報紙への掲載等）、受験案内の配布（願書、受験票含む）、公報への登載を行う。

ウ 試験の実施

問題の作成、試験委員会の運営、試験実施、合格通知・合格証の発行等を行う。

エ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更等の事務及び行政処分を行う。また、隔年で実施する従事者届出に係る事務を行う。

オ 実施回数・会場等

実施回数：年1回（調理師・製菓衛生師同一日実施）

試験日：夏頃の日曜日午後を想定

試験会場：各府県1会場を基本（今後さらに検討）

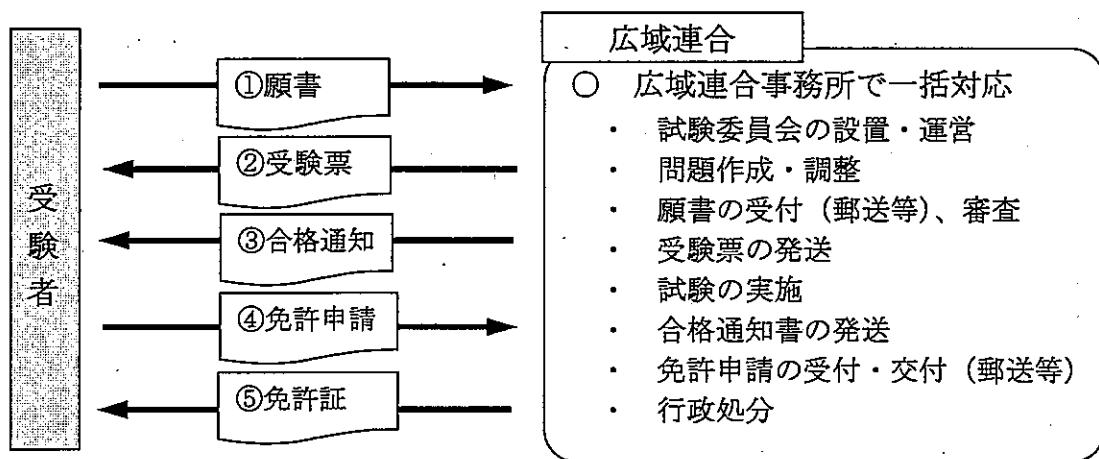
カ 受付・交付窓口

願書：広域連合事務所において郵送及び窓口受付

免許申請・交付：広域連合事務所において郵送及び窓口受付・交付

※ 出張受付の実施など詳細な事務処理手続については今後さらに検討を進める。

（5）事務の流れ



（6）事業計画

ア 事業実施期間

平成21～23年度 事業準備

平成24年度～ 事業実施（連合長試験・免許等）

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">詳細な広域連合実施案の策定、事務実施要領の検討システム仕様検討・調査、登録者データ集約化検討
22年度	<ul style="list-style-type: none">試験・免許事務実施要領等の作成試験・免許システム設計試験委員会の委員人選、試験実施準備
23年度	<ul style="list-style-type: none">業務マニュアル等の整備試験・免許システム開発・調達、テスト運用各府県データの移行、台帳移管、関係府県調整広報、ホームページ作成試験委員会の設置・運営、試験実施準備
24年度	<ul style="list-style-type: none">試験実施準備、試験委員会の運営、試験問題の作成願書受付、審査等広域連合第1回試験実施免許事務の実施（申請受付・審査、免許証交付等）

(7) 効果

- ・ 広域的な視点から、最適な試験実施体制の確保や職員の専門性等が図られる。
- ・ 事務コストの圧縮が図られる（受験者への還元も検討）。
- ・ 申請・交付手続の郵送化による利便性向上 など

2 准看護師に係る試験実施・免許交付等

(1) 趣旨

府県毎に実施している、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等の事務を可能な限り集約して、一元的な実施・管理により事務の効率化を図るとともに、関西全域の受験需要動向を考慮した広域的な視点から、最適な実施体制の確保や職員の専門性の向上、管理能力を高める。

(2) 現状・課題

法令に基づいて、都道府県知事が実施することとされている資格試験・免許等の事務は、府県ごとに実施しているため、試験周知、問題作成、試験の実施、合格者の管理、免許交付等、同種の事務が府県それぞれに発生している。

(3) 事務の内容

保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（准看護師養成所に係る事務は除く）

(4) 事務の実施方法

ア 実施のための事前準備

各府県登録者（約17万件）のデータベース化、試験委員の選定、手数料の決定（条例制定、府県条例の改正）、関係団体等との調整、府県の事務処理特例条例の改正、各種取扱要領の策定、試験会場の確保、受験者等への周知など、実施のための条件整備を行う。

イ 試験周知等、試験の実施

※ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等の事務と同じ

ウ 免許交付等の事務

試験合格者の申請等を受理し、当該資格に係る免許の交付、変更等の事務及び行政処分（再教育研修を含む。）を行う。

エ 実施回数・会場等

実施回数：年1回

試験日：2月（看護師試験と同一日実施を想定）

試験会場：当面、各府県1会場 ※将来的には集約化も検討

オ 受付・交付窓口

願書：広域連合事務所において郵送及び窓口（団体）受付

免許申請・交付：広域連合事務所において郵送受付・交付

※ 再交付時の原則窓口対応など詳細な事務処理手続については今後検討を進める。

(5) 事務の流れ

調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等の事務と同じ

(6) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21～23年度 事業準備

平成24年度～ 事業実施（連合長試験・免許等）

イ 年次計画

実 施 内 容	
21年度	<ul style="list-style-type: none">・ 詳細な広域連合実施案の策定、事務実施要領の検討・ システム仕様検討・調査、登録者データ集約化検討
22年度	<ul style="list-style-type: none">・ 試験・免許事務実施要領等の作成・ 試験・免許システム設計・ 再教育実施内容の検討・協力施設の調整
23年度	<ul style="list-style-type: none">・ 業務マニュアル等の整備・ 試験・免許システム開発・調達、テスト運用・ 各府県データの移行、台帳移管、関係府県調整・ 広報、ホームページ作成・ 再教育実施内容の決定・協力施設の確保
24年度	<ul style="list-style-type: none">・ 試験実施準備、試験委員会の運営、試験問題の作成・ 願書受付、審査等・ 広域連合第1回試験実施・ 免許事務の実施（申請受付・審査、免許証交付等）

(7) 効果

- ・ 広域的な視点から、最適な試験実施体制の確保や職員の専門性等が図られる。
- ・ 事務コストの圧縮が図られる。
- ・ 申請・交付手続の郵送化による利便性向上 など

広域職員研修

1 広域職員研修の実施

(1) 趣旨

関西における共通の政策課題等に関する職員研修を合同で実施することにより、職員の広域的な見地からの政策立案能力及び業務執行能力の向上を図るとともに、各府県の職員間で広域的に交流することにより相互理解を深め、もって関西広域連合の構成団体職員の資質向上に資する。

このため、各府県における職員研修について研究し、それらと整合のとれた広域職員研修を実施し、有機的かつ相互発展的な研修体系を構築するため、「広域職員研修計画」を策定する。

(2) 現状・課題

各府県で職員に対し独自の研修を行っているが、新しい地方分権の時代を担う地方公共団体の職員として、より広域的な視野とより高度な政策立案能力を備えることが求められている。

さらに、関西広域での多岐にわたる取組において、その円滑な推進を図るために、構成団体の職員が様々な見地から研鑽しあい、それによる業務執行能力の向上と府県間の相互理解を図ること等を目的とした職員研修を合同で実施することが必要である。

また、各府県の職員研修体系はそれぞれで完結したものとなっているため、これらとの整合を図りながら広域職員研修を実施し、効果検証を行うことにより、さらなる拡充につなげる必要がある。

(3) 事務の内容

ア 「広域職員研修計画」の策定

(7) 計画に盛り込む内容（例）

- ・ 広域職員研修の基本方針・目指すべき将来像
- ・ 各府県の職員研修と広域職員研修との機能分担
- ・ 広域職員研修の体系

(イ) 計画の策定方法

各府県の担当者を中心とした計画策定会議を開催し、各府県の職員研修との調整を図りつつ、計画を策定する。

イ 広域職員研修の実施

(7) 実施のための事前準備

- ・ 各府県の職員研修と広域職員研修との整合を図るための調整
- ・ 研修項目の選定
- ・ 研修内容、スケジュールの策定
- ・ 研修対象者の選定
- ・ 講師の選定

- ・研修場所の確保
- ・各府県の役割分担
- ・関係機関との調整 等

(1) 研修内容（例）

- ・新しい地方分権の時代における関西のあるべき姿に関する研修
- ・関西における歴史・文化を踏まえた地域特性に関する研修
- ・各府県の特色・政策の相互理解を図る研修
- ・広域的な視点による政策形成能力の向上を目的とする研修

※ 広域で実施することにより、効果があると考えられる研修を検討の上、順次実施していく。

また、関西に所在する民間企業、NPO、教育機関等との連携、協働による研修等の実施も併せて検討する。

(4) 事業計画

ア 事業実施期間

平成21年度～

イ 年次計画

	実 施 内 容
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定会議の設置 ・広域職員研修計画の検討・策定
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員研修の実施 ・広域職員研修のフォローアップ ・広域職員研修計画の改定
23年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員研修の段階的拡充・実施 ・広域職員研修のフォローアップ ・広域職員研修計画の改定

(5) 効果

- ・新しい地方分権の時代にふさわしい広域的な自治体の職員形成モデルを構築することにより、関西発の分権型社会の推進に資する。
- ・他府県の地域特性を把握し、体験することなどにより、広域的な視点を養う。
- ・各府県の職員間交流を通じ、人的ネットワークの形成、情報の共有化、施策の連携等を図る。
- ・広域的な政策形成能力の向上、公務員としての根本的な心構え・判断基準の習得等に係る研修を一体的に実施することにより、研修の習熟度の向上を図るとともに、研修に係る事務の効率化・省力化に資する。

III 組織

1 基本的考え方

(1) 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成団体の多様な意見を的確に反映するため、「広域連合委員会」を導入する。

(2) 官民連携のしくみの活用（広域連合協議会の設置）

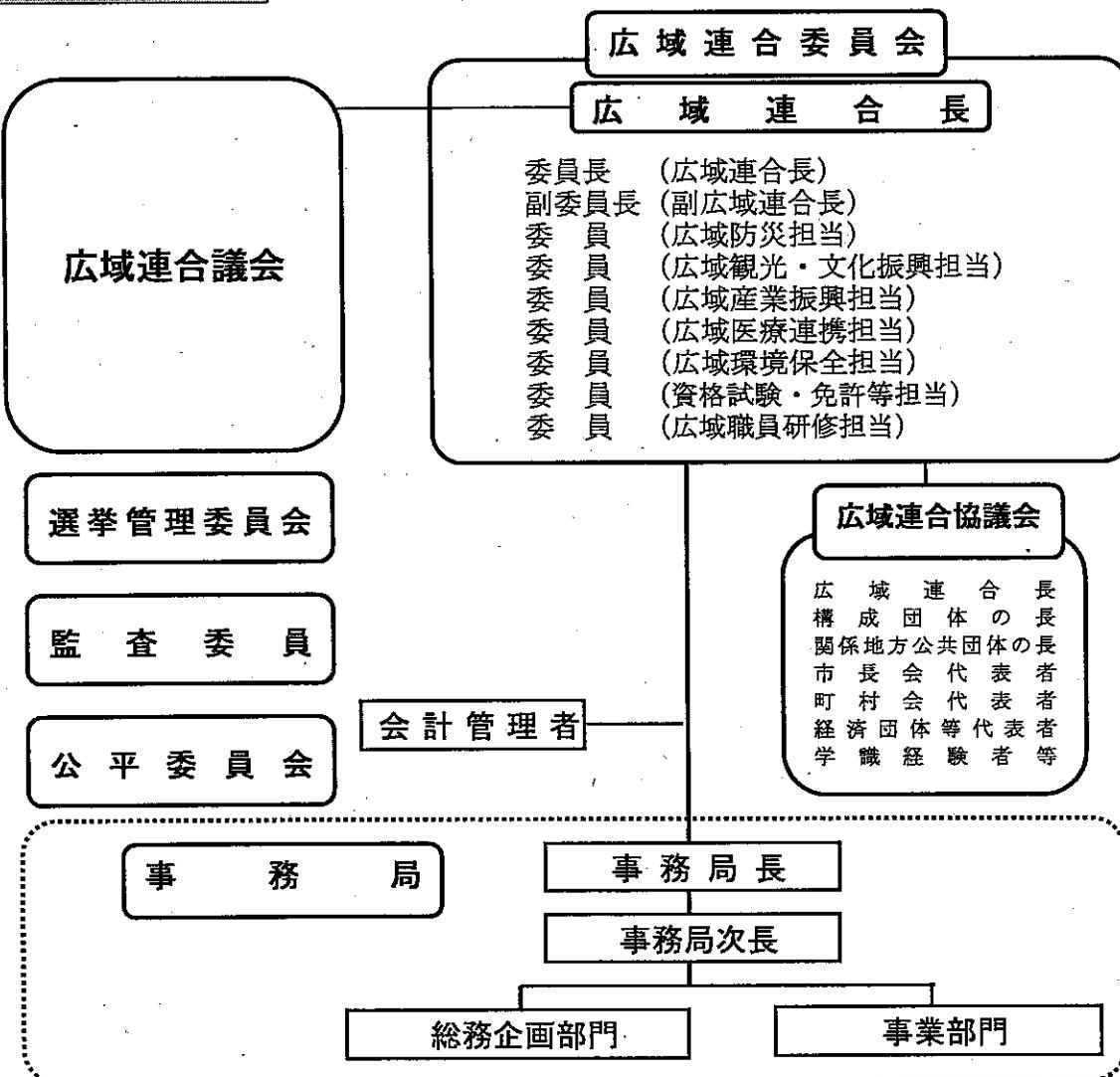
広域連合が担う事務に関する府県・政令市等の機関や経済団体等の代表者、学識経験者等で構成する「広域連合協議会」を設置し、広域連合の実施事業等はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議を行う。

(3) 簡素で効率的な事務局組織

簡素で効率的な組織とともに、関西広域機構との連携を図るため、事務局の主要機能については、同機構事務局と一体的に設置することを原則とする。

ただし、既存の府県組織との密接な業務連携により、効果的かつ効率的な事業執行が可能な分野については、事務局の分散配置を検討する。

2 組織の全体像



3 広域連合委員会

(1) 趣旨

広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するに当たり、構成団体等の多様な意見を反映させるため、広域連合の運営責任を負う各構成団体の長で構成する広域連合委員会を広域連合長のもとに設置する。

(2) 設置概要

	内 容
構 成 員	構成団体の長
協議事項	広域連合の重要施策に関する事項 (具体例) <ul style="list-style-type: none">・広域計画、事業分野別計画に関する事項・予算案、条例案に関する事項・広域連合の今後の事業展開に関する事項
開催回数	年2回程度
設置根拠	広域連合規約

(3) 委員の区分、任期、定数等

	内 容
委 員 の 区 分	<input type="radio"/> 委員長（広域連合長） <input type="radio"/> 副委員長（副広域連合長） <input type="radio"/> 委員 ※ 委員が各分野（広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）の担当事務を総括する。
任 期	構成団体の長としての任期
身 分 等	非常勤
報 酬 等	無報酬（旅費の費用弁償あり）
定 数	構成団体の長の数
選任方法	構成団体の長の充て職

4 広域連合議会

(1) 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、基本的に普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

(2) 組織・運営の概要

連合議会の具体的な組織・運営については、概ね以下の方向で検討を行い、今後、参加予定団体の議会の意見等を踏まえ、最終的な制度設計を行う。

ア 議員の選出方法

構成団体の議会において、構成団体の議員から選挙することを基本に検討する。

イ 議員定数

将来的に事務の拡充や参加団体の増加が見込まれることから、設立当初は簡素で効率的な必要最小限の執行体制とし、事務の拡充にあわせて増員することを検討する。

また、構成団体ごとの定数については、均等に配分する方法や人口に応じて配分する方法等が考えられる。

ウ 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討する。

5 広域連合協議会

(1) 趣旨

広域連合が、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の事務と相互に関連する事務事業を行う府県・政令市等の機関や経済団体等の代表者、学識経験者等による広域連合協議会を設置し、広域連合の実施事業等はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議を行う。

(2) 設置概要

内 容	
構 成 員	広域連合長、構成団体の長、広域連合に参加しない関係地方公共団体の長、市長会、町村長会関係者、経済団体代表、学識経験者等
協議事項	広域連合の重要施策のうち、関係機関との協議を行うことが事務事業の円滑な推進に資すると広域連合長が認めた事項 (具体例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域計画その他の計画、基本方針等の策定に関する事項 ・ 関西の重要施策に係る国、関係機関等への要望に関する事項 ・ 関係団体等との連携事業に関する事項 ・ 関西の広域的課題と今後のあり方に関する事項
開催回数	年1～2回
設置根拠	広域連合規約及び地方自治法第138条の4第3項に基づく広域連合条例

(3) 委員の区分、任期、定数等

内 容	
区 分	会長、会長代理、委員
任 期	2年(ただし、広域連合長、広域連合委員会委員は、それぞれの任期による。)
身 分 等	非常勤
報 酬 等	日額支給(金額は未定)、旅費の費用弁償あり (参考) 千葉県後期高齢者医療広域連合協議会 日額3,000円(条例) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会 日額3,000円(条例) 東京都後期高齢者医療広域連合協議会 日額 0円(要綱) 首長のみ
定 数	30～40人程度
選任方法	広域連合長が選任(会長及び会長代理は委員による互選)

(4) 専門部会

特定の課題について専門的な協議を行う。

①官民連携部会

- ・ メンバー 関西広域機構に参画している府県・政令市・経済団体
- ・ 協議事項 関西広域機構との連携をはじめとする官民連携や将来の広域連合のあり方に関する事項

②行政部会

- ・ メンバー 関西広域機構に参画している府県・政令市
- ・ 協議事項 関西広域連合と関係地方公共団体との連携や将来の広域連合のあり方に関する事項

6 選挙管理委員会

(1) 設置

広域連合については、普通地方公共団体と同様の直接請求制度（広域連合の条例の制定・改廃、事務執行に関する監査、議会の解散、長及び議会の議員等の解職、規約変更要請等）が設けられているため、直接選挙の実施の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置することとされている。

(2) 業務

内 容	
事 務	広域連合における選挙及び直接請求に関する事務
具体的な事 務	<ul style="list-style-type: none">・ 広域連合規約に定める「広域連合長選挙」の場所の指定 直接選挙等を実施しない場合、広域連合長及び広域連合議会の議員の選挙に係る事務は、広域連合事務局長（選挙管理委員会書記長）が管理・執行する。・ 直接請求に必要な請求権を有する者の数の告示・ 議会の解散、長及び議会の議員等の解職等の直接請求があったときの要旨の公表、投票の管理、投票結果の通知等

(3) 委員の区分、任期、人数等

内 容	
委 員 の 区 分	構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者
任 期	4年
人 数	委員4人 補充員4人（それぞれその中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会において選挙
兼 職 の 禁 止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

(4) 報酬額等

内 容	
報 酬 等	日額支給（金額は未定）、旅費の費用弁償あり (参考)
	静岡地方税滞納整理機構 日額10,000円
	隠岐連合 日額6,500円（委員長 日額7,800円）
	彩の国さいたま入づくり広域連合 日額5,000円（委員長 日額6,000円）
勤務形態	非常勤

(5) その他

(22年1月) 第1回広域連合議会で選挙
第1回選挙管理委員会で委員長の選出等

／監査委員

(1) 設置

広域連合は、普通地方公共団体と同様の監査事務を求められており、監査委員を設置することとされている。

(2) 業務

事務	内 容
具体的な事務	広域連合の事務の執行の監査等 <ul style="list-style-type: none"> ・定期監査（財務監査） ・決算についての審査 ・行政監査 ・住民監査請求による監査 ・その他地方自治法に基づく監査 等

(3) 委員の区分、任期、人数等

内 容
委員の区分
人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（代表監査委員）
任期
4年（広域連合議員は、議員の任期）
人 数
2人（識見を有する者1人+議員1人）
選任方法
広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任
兼職の禁止
委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねること ができない。

* 県が構成団体となっている静岡地方税滞納整理機構、隠岐連合、彩の国さいたま人づくり広域連合とも、2人

(4) 報酬額等

内 容
報酬等
日額支給（金額は未定）、旅費の費用弁償あり (参考) 静岡地方税滞納整理機構 （有識者） 日額10,000円（議員） 日額8,000円 隠岐連合 （有識者） 日額9,400円（議員） 日額7,600円 彩の国さいたま人づくり広域連合 日額5,000円
勤務形態
非常勤

(5) その他

- (22年1月) 第1回広域連合議会で同意を得て選任
- (7月) 第1回監査、決算審査の実施

8 公平委員会

(1) 設置

広域連合は、職員の権利・利益を保護し、その身分を保障するために、公平委員会を設置することとされている。

なお、地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務は、他の地方公共団体の人事委員会に委託し処理させることができる。

(2) 業務

内 容	
事 务	広域連合の職員の勤務に関する措置要求・不利益処分の審査等
具体的な事務	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査・判定及び必要な措置・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定・ 職員の苦情の処理 等

(3) 委員の区分、任期、人数等

内 容	
委員の区分	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に識見を有する者
任期	4年
人 数	3人（2人以上が同一の政党に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任（委託の場合は、不要）
兼職の禁止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く）を兼ねることができない。

(4) 報酬額等

内 容							
報酬等	日額支給（金額は未定）、旅費の費用弁償あり（委託の場合は、委託料を支出）						
勤務形態	非常勤						
他の広域連合の状況	<table border="0"><tr><td>独自設置</td><td>京都府後期高齢者医療広域連合 日額6,000円</td></tr><tr><td></td><td>大阪府後期高齢者医療広域連合 日額4,000円</td></tr><tr><td>委託</td><td><ul style="list-style-type: none">・ 静岡地方税滞納整理機構、隠岐連合、彩の国さいたま人づくり広域連合は、県の人事委員会に委託・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合は、神戸市的人事委員会に委託</td></tr></table>	独自設置	京都府後期高齢者医療広域連合 日額6,000円		大阪府後期高齢者医療広域連合 日額4,000円	委託	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡地方税滞納整理機構、隠岐連合、彩の国さいたま人づくり広域連合は、県の人事委員会に委託・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合は、神戸市的人事委員会に委託
独自設置	京都府後期高齢者医療広域連合 日額6,000円						
	大阪府後期高齢者医療広域連合 日額4,000円						
委託	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡地方税滞納整理機構、隠岐連合、彩の国さいたま人づくり広域連合は、県の人事委員会に委託・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合は、神戸市的人事委員会に委託						

(5) その他

（22年1月） 第1回広域連合議会で同意を得て選任（委託の場合は、広域連合議会と委託先の府県議会の議決が必要。）

9 事務局及び事務分掌(案)

総務企画課	〈総務〉	人事・給与及び組織・定数に関すること 秘書に関すること 条例、規則等の審査及び公布並びに文書事務及び公印に関すること 情報公開及び個人情報保護の総合企画及び調整に関すること 予算の編成、執行、その他財政及び経理に関すること 物品の買入れ及び売払いその他の処分に関すること 財産管理及び事務所の維持管理に係ること 広域連合議会の事務局に関すること 会計管理者の補助に関すること 他課の主管に属さないこと
	〈企画〉	重要施策の企画・総合調整に関すること 広域計画の立案・総合調整に関すること 他機関との広域連携業務の総括に関すること 国等の機関への要望に関すること 広域連合委員会及び広域連合協議会に関すること 広域連合議会における総合調整に関すること 広聴及び広報の総括に関すること 行政委員会（監査等）の事務局に関すること
	〈広域職員研修〉	広域職員研修の実施に関すること
事業課	〈広域防災〉	「関西広域防災計画」の策定に関すること 災害発生時の相互応援体制の強化に関すること 広域合同防災訓練の実施に関すること 防災分野の人材育成に関すること 救援物資の共同備蓄の検討・実施に関すること 広域での新型インフルエンザ対策の検討・実施に関すること 広域防災に関する検討及び実施に関すること
	〈広域観光・文化振興〉	「関西観光・文化振興計画」の策定に関すること 広域観光ルートの設定に関すること 海外プロモーションの実施に関すること 「関西地区地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に関すること 「通訳案内士」（全国）の登録等に関すること 関西全域を対象とする観光統計調査に関すること 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一に関すること
	〈広域産業振興〉	「関西産業ビジョン」の策定に関すること 産業クラスターの連携（戦略構築）に関すること 公設試験研究機関の連携に関すること 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施に関すること 新商品調達認定制度によるベンチャー支援に関すること
	〈広域医療連携〉	「関西広域救急医療連携計画」の策定に関すること 広域的なドクターへリの配置・運航に関すること 広域救急医療体制充実の仕組みづくりに関すること
	〈広域環境保全〉	「関西広域環境保全計画」の策定に関すること 温室効果ガス削減のための共同取組に関すること 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）に関すること
	〈資格試験・免許等〉	調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等に関すること 准看護師に係る試験実施・免許交付等に関すること

IV 財政

1 基本的考え方

広域連合の運営に要する経費は、基本的に構成団体の分賦金によるものとする。但し、他団体との連携により実施する事業については、当該団体との協議により経費の負担方法等を別途定める。

2 予算案

(単位：百万円)

分野別	H21 年度	H22 年度	
			備考
総務費 (うち人件費)	65 (43)	315 (250)	
広域防災費	1	9	
広域観光・文化振興費	6	18	
広域産業振興費	3	34	
広域医療連携費	1	173	ドクターへリ運航 経費(170)を含む
広域環境保全費	5	43	
資格試験・免許等事業費	7	14	
広域職員研修費	1	2	
合 計	88	607	

※ 21年度予算は、4月分(12~3月)を計上

※ 予算見込額については事業分野ごとの必要経費を精査中であり、今後、大幅に変動する可能性がある。

※ 分賦金は、各分野別の事業費に、分野別の人件費を加算して算定する。

3 分賦金の算定の考え方

分賦金の算定については、構成団体に同額を配分する均等部分及び各団体の受益に応じて人口、その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算定する。

- (1) 総務費は、人件費（事業に係る人件費を除く）や事務所借上料、各種システム費用、光熱水費など、広域連合を維持するための基礎的経費であることから、全構成団体の均等負担を原則とする。
- (2) 事業費（事業に係る人件費を含む）の負担額は、各事業分野ごとの実施数事務の受益に応じ、人口、事業所数、利用者数及び受験者数等の客観的な指標により算定する。
但し、特定の受益が発生しない段階においては、人口割等を基本とした共通ルールにより算定する。
- (3) 今後、実施数事業の拡大に応じ、分賦金の算定方法を見直す。

V 規約（素案）

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、構成団体の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域にわたる防災に関する事務のうち、次に掲げるもの

- ア 防災計画の策定に関する事務
- イ 災害が発生した場合における相互の応援体制の推進に関する事務
- ウ 防災訓練の実施に関する事務
- エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
- オ 避難住民等の救援に必要な物資および資材に係る備蓄の共同化に関する事務
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する新型インフルエンザに係る対策に関する事務
- キ 防災に係る調査及び研究に関する事務

(2) 広域にわたる観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

- ア 観光及び文化の振興に係る計画の策定に関する事務
- イ 観光経路の設定に関する事務
- ウ 外国人観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務
- エ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び免許に関する事務
- オ 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務
- カ 観光に係る統計調査の研究に関する事務
- キ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務

(3) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

- ア 産業の活性化等を図るための計画の策定に関する事務
- イ 産業に係る情報の共有、研究開発等における緊密な連携の促進に関する事務
- ウ 構成団体が設置した技術支援機関の連携の推進に関する事務
- エ 地域資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
- オ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

(4) 広域にわたる医療に関する事務のうち、次に掲げるもの

- ア 救急医療の連携に係る計画の策定に関する事務
 - イ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターの配置及び運航に関する事務
- (5) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 環境の保全に係る計画の策定に関する事務
 - イ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する温室効果ガスの総量の削減に資する取組の推進に関する事務
 - ウ 野生鳥獣（カワウに限る。）の保護及び管理に関する事務
- (6) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務（〇〇〇及び〇〇〇に係る事務を除く。）のうち、次に掲げるもの
- ア 保健師助産師看護師法第8条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務
 - イ 調理師法第3条第1項、第3条の2第1項、第4条から第5条の2（第1項に限る。）まで及び第6条に規定する事務
 - ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第6条から第8条までに規定する事務
- (7) 広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修（以下「合同研修」という。）に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 合同研修に係る計画の策定に関する事務
 - イ 合同研修の実施に関する事務
- (8) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画に関する事務

（広域連合が作成する広域計画の項目）

- 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。
- (1) 前条各号に掲げる事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
 - (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、〇〇〇内に置く。

（広域連合の議会の組織）

- 第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、〇人とする。
- 2 広域連合の議会は、構成団体の議会の議員をもって組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、それぞれの構成団体の議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を構成団体の議会において選挙する。

- (1) ○○○議会 ○人
- (2) ○○○議会 ○人
- (3) ○○○議会 ○人
- (4) ○○○議会 ○人
- (5) ○○○議会 ○人
- (6) ○○○議会 ○人
- (7) ○○○議会 ○人
- (8) ○○○議会 ○人
- (9) ○○○議会 ○人
- (10) ○○○議会 ○人

2 前項各号の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。

- 2 広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長○人を置く。

2 広域連合に、会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

- 2 前項の選挙は、第17条の選挙管理委員会が定める場所において執行するものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから、広域連合の議会の同意を得て、選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が任命する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が当該構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

第14条 広域連合に、その運営に当たって重要事項に関する基本方針、処理方針その他広域連合において処理し、又は処理しようとする事務について審議し、又は意見を述べさせるため、関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。

- 2 広域連合委員会は、構成団体の長をもって組織する。
- 3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。
- 4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。
- 5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(広域連合協議会の設置)

第15条 広域連合に、広域連合が処理し、又は処理しようとする事務について必要な協議を行うため、関西広域連合協議会を置く。

(補助職員)

第16条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 前2号に掲げる収入以外の収入

- 2 前項第1号に掲げる収入は、別表により広域連合の予算において定めるものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる収入のうち構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、別表の基準に従い算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(規則への委任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
(広域連合の処理する事務に係る経過措置)
- 2 平成21年〇月〇日までの間は、第4条に規定する事務を処理するための準備行為を行うものとする。
- 3 第4条第2号才、第3号才及び第6号アからウまでに掲げる事務については、平成21年〇月〇日から広域連合長が定める日までの間は、同条第2号才、第3号才及び第6号アからウまでの規定中「事務」とあるのは、「事務を処理するための調整及び準備を行うための事務」とする。

(広域連合の執行機関の選任の方法の特例)

- 4 広域連合の設立後において最初に執行する広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、〇〇〇知事が指定する場所において執行するものとする。
(負担金の徴収に係る経過措置)
- 5 第19条第2項の規定にかかわらず、当分の間、第4条第4号に掲げる事務のうち当該救急医療用ヘリコプターの運航に係る負担金は、〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇から徴収し、当該負担金の額は広域連合の予算において定める。

別表（第19条関係）

区分	基 準
議会費及び総務費（第4条に規定する事務に係る人件費を除く。）	均等割
事業費（第4条に規定する事務に係る人件費を含む。）	

備考

- 1 この表において「均等割」とは、当該年度の4月1日における構成団体の数により算出するものをいう。ただし、当該年度の途中に加入する団体がある場合は、当

該団体を加えた数とする。

- 2 第4条第6号の規定により広域連合が処理する事務から除かれている県に係る事業費は、当該除かれている事務に係る事業費を除いて算出するものとする。

VI 既存の広域連携組織との関係

1 基本的考え方

広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

2 関西広域機構について

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務については、事業効果の検証を踏まえ、関西広域機構で実施した方が効果的・効率的なものに絞り込み、広域連合との事業連携や組織連携により、総合的な事業効果の拡大と効率化を図る。

なお、関西広域機構の将来のあり方については、今後の官民連携のあり方の議論を踏まえ、関係機関と協議し、決定する。

VII 目標とするスケジュール

	会議等	内容
2009年 夏頃	分権改革推進本部第5回本部会議	参加予定団体、関西広域連合設立案の決定など
9月	参加予定府県・政令市の議会 (各団体の9~10月議会)	規約及び予算(分賦金)の議決
10月頃	総務大臣許可の申請	各省との協議
11月頃	総務大臣許可 広域連合の発足式、広域連合委員会	広域連合長の選出
	参加府県・政令市の議会 (各団体の11~12月議会)	広域連合議会議員の選出
2010年 1月	第1回広域連合議会	広域連合条例、予算等の議決